

第3次淡路市障がい者基本計画

第5期淡路市障がい福祉計画

第1期淡路市障がい児福祉計画

平成30年3月

淡路市

はじめに

本市では、平成 19 年 3 月に「淡路市障がい者基本計画」と、その実施計画である「淡路市障がい福祉計画」を策定し、基本計画は 6 年、福祉計画は 3 年ごとにその見直しを行うことで、総合的、計画的に障がい者施策の推進に取り組んでまいりました。また、平成 28 年には「淡路市手話言語条例」を施行し、手話を通したコミュニケーションへの理解促進及び普及に努めております。

この間、国においては、「障害者権利条約」への批准をはじめ、「障害者基本法」の一部改正が行われたほか、「障害者虐待防止法」、「障害者総合支援法」、「障害者差別解消法」が施行されるなど、障がいのある人を取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。

このような状況の中、今回の計画策定では、前回までの基本理念である「助け合い 支え合い 暮らしを共感することができるまちの実現を目指して」を継承し、障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合って共生する地域社会の構築を目指すとともに、変化する社会環境に対応できるよう相談支援体制の充実に取り組んでまいります。また、今回新たに策定しました「淡路市障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある児童への支援についても一層の充実を図ってまいります。

この計画の実現には、行政だけでなく、市民の皆様をはじめ、関係機関や団体、事業者などが互いに連携して取り組んでいくことが大切であることから、格別のご理解と積極的なご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、多様な立場から貴重なご意見やご提言をいただきました淡路市障がい福祉計画等策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査等にご協力をいただきました多くの市民や事業者、関係団体の皆様方に心からお礼申し上げます。

平成 30 年 3 月



淡路市長 門 康彦

も く じ

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけと期間	3
第3節 計画の策定体制	5
第2章 淡路市の現状	6
第1節 障がいのある方を取り巻く現状	6
第2節 障がいのある方の福祉に関するアンケート調査概要	15
第3節 ヒアリング調査のまとめ	25
第4節 調査結果等からみる課題	30
第3章 障がい者基本計画	32
第1節 基本理念と計画の方向	32
第2節 施策の体系	33
第3節 重点目標	34
第4節 施策の展開	36
第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	47
第1節 第4期障がい福祉計画における成果指標の達成状況	47
第2節 障がい福祉サービス等の利用状況	49
第3節 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の事業体系	58
第4節 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果指標	59
第5節 障がい福祉サービス等の見込み量	63
第5章 計画の推進体制	80
第1節 市民・事業者・地域などとの協働の推進	80
第2節 個々の障がい特性に沿ったきめ細やかな相談・支援体制の実施	80
第3節 計画の達成状況の点検及び評価	80
資料編	81
用語解説	81
淡路市障がい福祉計画等策定委員会設置要綱	83
淡路市障がい福祉計画等策定委員会委員名簿	84
計画策定経過	85

元号表記について

本計画策定時点の元号表記としており、今後変更があった場合は、読み替えるものとします。

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

1. 障がい保健福祉施策における国の動向

国においては、「障害者基本法」の規定に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、内閣府に「障害者政策委員会」が設置されて、「障害者基本計画」の策定または変更にあたって調査審議や意見具申が行われています。計画期間を平成30(2018)年度から34(2022)年度までの5年間とする、「障害者基本計画(第4次)」の審議が、平成29年度に行われています。

また、障がい者の日常生活や社会生活の総合的な支援を目的とした法律である「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」)は、厚生労働省の「社会保障審議会障害者部会」による審議を受けて、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」として平成28年5月に改正成立し、一部を除いて平成30年4月から施行されることになりました。今回の「障害者総合支援法」の改正では、「障がい者の望む地域生活への支援」、「障がい児支援のニーズのきめ細かな対応」、「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」を主な柱としています。

このほかに、平成28年度には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」)、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」(以下「改正障害者雇用促進法」)、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」などが施行、一部施行されて、全ての国民が障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合い、理解しながら生きていく地域共生社会の実現に向けた取組が進められています。

2. 淡路市における取組

本市においては、平成24年3月に「障害者基本法」に基づく「第2次淡路市障がい者基本計画」と、「障害者自立支援法」に基づく「第3期淡路市障がい福祉計画」を策定し、「助け合い 支え合い 暮らしを共感することができるまちの実現を目指して」を基本理念とし、障がい福祉に係る施策を総合的・計画的に推進してきました。

「第3期淡路市障がい福祉計画」の計画期間の終了に伴い、平成27年3月に「障害者総合支援法」に基づく「第4期淡路市障がい福祉計画」を策定して、これまでの障がい福祉施策の取組や実績を評価・検証し、障がい者やその家族のニーズの多様化に対応するとともに、障がい者が地域の中で人格と個性を尊重され、障がいの有無にかかわらず互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会の実現に向け、取り組んできました。

このたび、「第2次淡路市障がい者基本計画」及び「第4期淡路市障がい福祉計画」の計画期間が終了すること、また、「児童福祉法」の改正に伴い障がい児福祉計画の策定が義務づけられたことから、国の障がい保健福祉施策全般の見直しに基づき、「第3次淡路市障がい者基本計画・第5期淡路市障がい福祉計画・第1期淡路市障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

第2節 計画の位置づけと期間

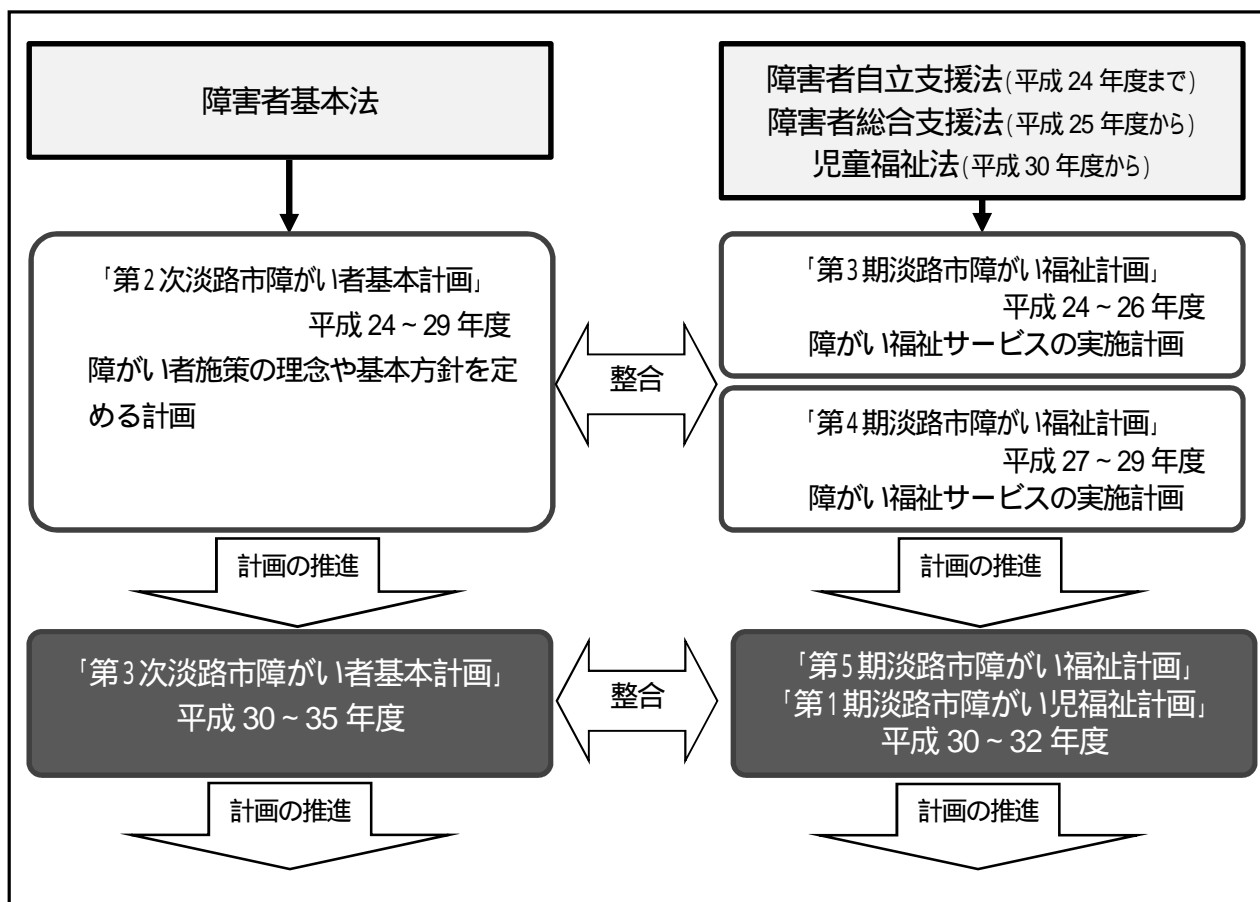
1. 計画の位置づけ

「第3次淡路市障がい者基本計画」は、「障害者基本法」第11条に基づく「市町村障害者計画」であり、障がい者施策を推進するための基本理念、基本目標を定めて、今後の障がい者施策推進の指針となるものです。

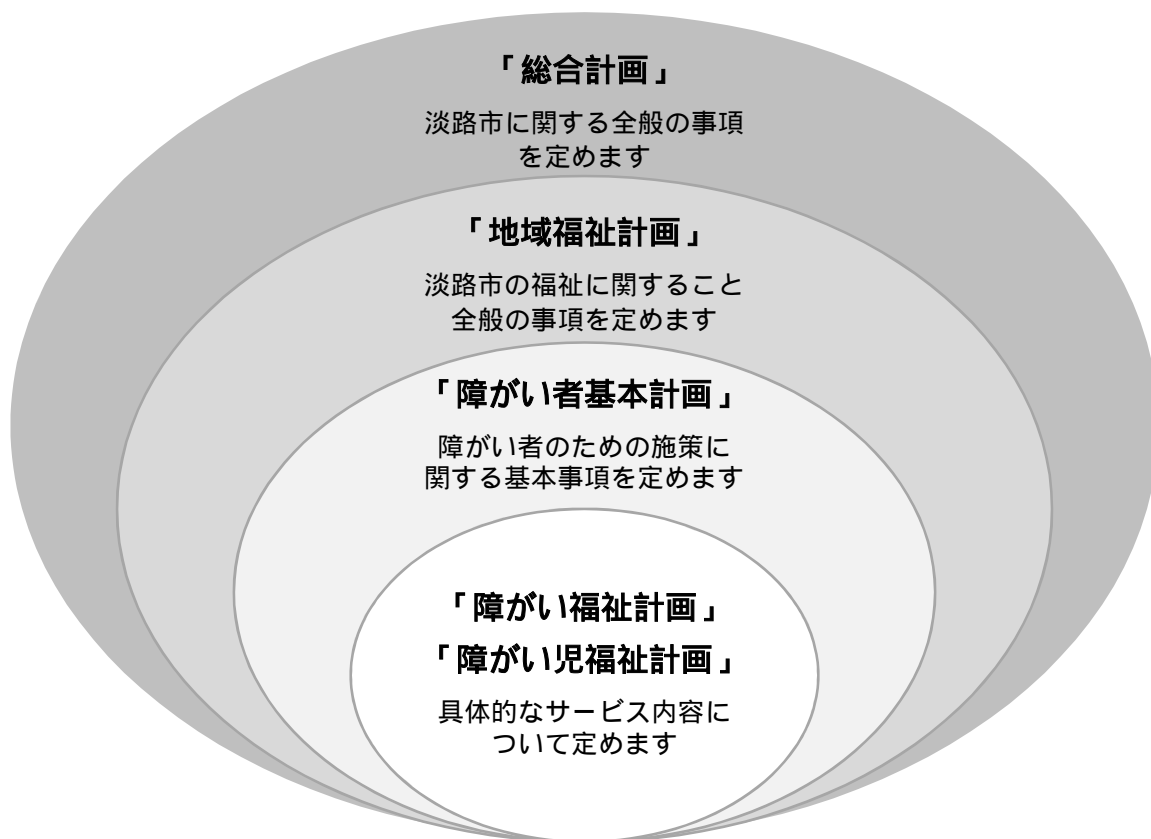
「第5期淡路市障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、「第1期淡路市障がい児福祉計画」は、「児童福祉法」第33条に基づく「市町村障害児福祉計画」に位置づけられ、本市において障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスの一層の充実や障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図ることを目標とします。

また、国の「障害者基本計画（第4次）」、兵庫県の「ひょうご障害者福祉計画」をはじめ、「淡路市総合計画」、「淡路市地域福祉計画」を上位計画とし、「淡路市子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画との調和を図ったものとします。

各計画の法的根拠



各計画の関連



2. 計画の期間

「第3次淡路市障がい者基本計画」については、平成30年度から平成35年度の6年間を計画期間とし、社会状況の変化等に対応し必要に応じて中間年（平成32年度）に見直しを行います。

「第5期淡路市障がい福祉計画」「第1期淡路市障がい児福祉計画」については、国の基本指針に即して、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。

なお、いずれの計画ともに、市町村は、定期的に計画について調査、分析、評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等を行うこととされています（PDCAサイクル）。

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
第3次障がい者基本計画					
計画の一体化		計画見直し		計画の一体化	
第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画			第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画		

第3節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、障がい者やその家族を含めた当事者や障がい福祉サービス事業所の代表者の意見、また学識経験のある方の専門的な意見等を計画に反映するため、15名の委員からなる「淡路市障がい福祉計画等策定委員会」を設置し、審議を重ねるとともに、ホームページ等において計画案を公表し、市民の考えや意見を聴くパブリックコメントを実施しました。

「第4期淡路市障がい福祉計画」の分析・評価、障がいの手帳所持者等を対象に「障がいのある方の福祉に関するアンケート調査」の実施、また、障がい者団体、障がい福祉サービス事業所などの多様な声の聴取を行い、計画に反映することに努めました。

兵庫県の「ひょうご障害者福祉計画」で示された方針や数値目標、サービス見込み量との整合を図り、県と市の連携による障がい保健福祉施策を推進します。

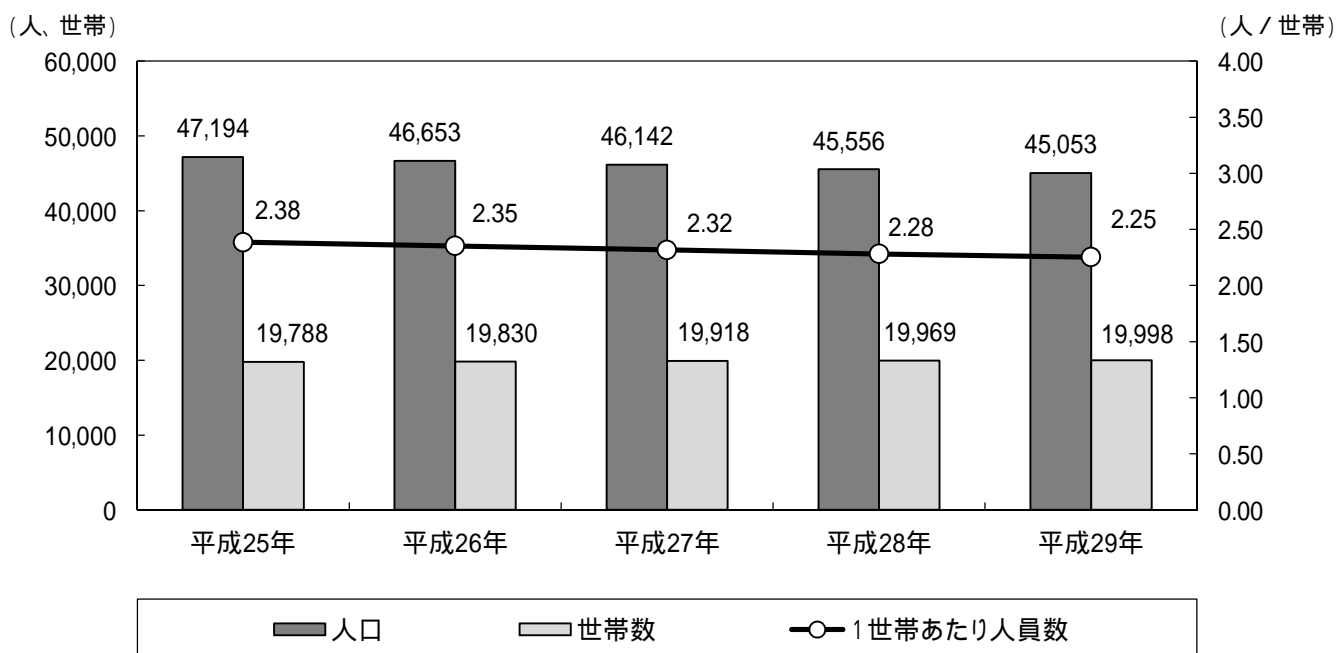
第2章 淡路市の現状

第1節 障がいのある方を取り巻く現状

1. 人口の推移

淡路市の人口の推移をみると、本市の総人口は減少傾向が続いており、平成25年から平成29年にかけて2,141人の減少となっています。一方、世帯数については、ゆるやかな増加傾向にあり、1世帯あたり人員数は減少傾向にあることから、一人暮らしや夫婦のみ世帯の増加がうかがえます。

人口と世帯の推移



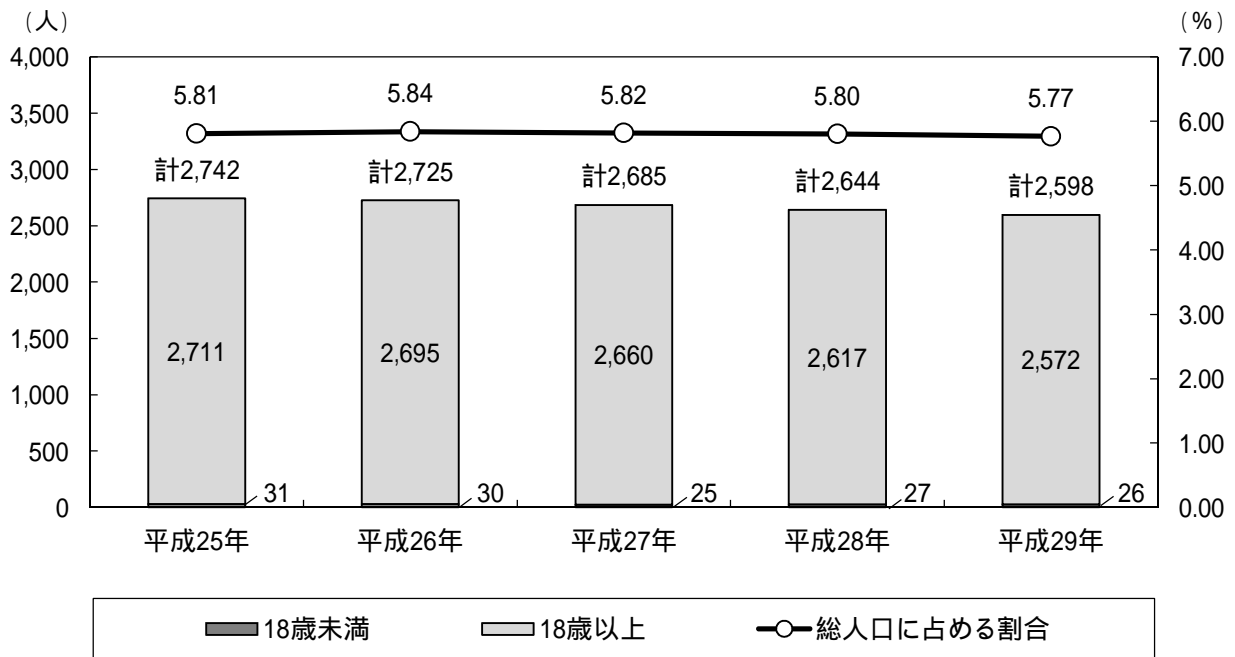
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
人口(人)	47,194	46,653	46,142	45,556	45,053
世帯数(世帯)	19,788	19,830	19,918	19,969	19,998
1世帯あたり 人員数(人/世帯)	2.38	2.35	2.32	2.28	2.25

資料:住民基本台帳(各年3月末日現在)

2. 身体障害者手帳所持者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者数は、わずかながら減少傾向で推移しています。平成29年3月末現在で2,598人となっており、本市の総人口45,053人に対して5.77%を占めています。

年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移と総人口に占める割合

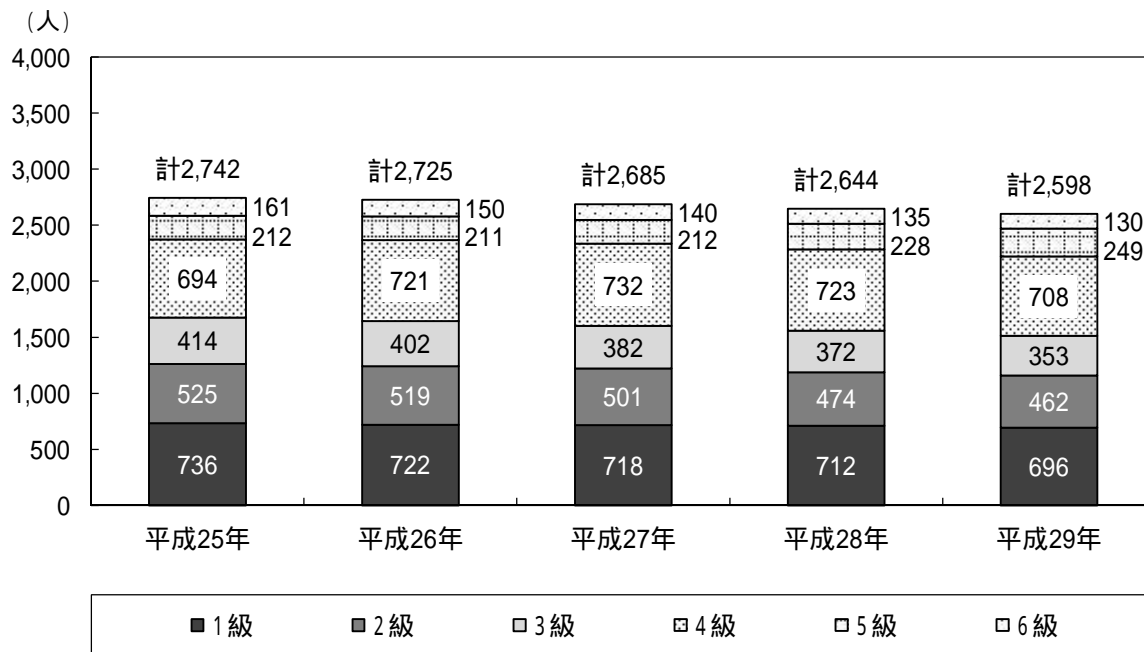


	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
18歳未満(人)	31	30	25	27	26
18歳以上(人)	2,711	2,695	2,660	2,617	2,572
合計(人)	2,742	2,725	2,685	2,644	2,598
総人口に占める割合(%)	5.81	5.84	5.82	5.80	5.77

資料: 手帳所持者数 / 地域福祉課調べ(各年3月末日現在)
 総人口 / 住民基本台帳(各年3月末日現在)

障がいの等級別で見ると、平成 29 年 3 月末現在で 4 級が 708 人と最も多く、次いで 1 級が 696 人とほぼ並んでいます。さらに続いて 2 級が 462 人となっています。

障がいの等級別身体障害者手帳所持者数の推移



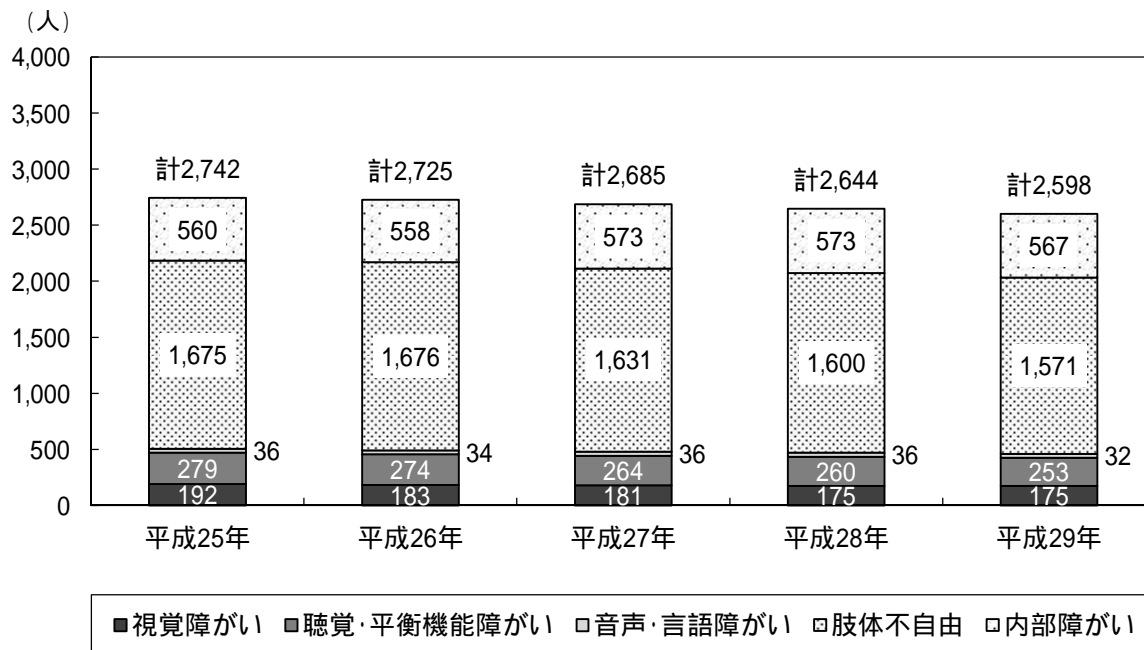
(単位:人)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
1級	736	722	718	712	696
2級	525	519	501	474	462
3級	414	402	382	372	353
4級	694	721	732	723	708
5級	212	211	212	228	249
6級	161	150	140	135	130
合計	2,742	2,725	2,685	2,644	2,598

資料:地域福祉課調べ(各年3月末日現在)

障がいの種類別で見ると、平成 29 年 3 月末現在で肢体不自由が 1,571 人と最も多く、次いで内部障がい が 567 人となっています。

障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移



(単位:人)

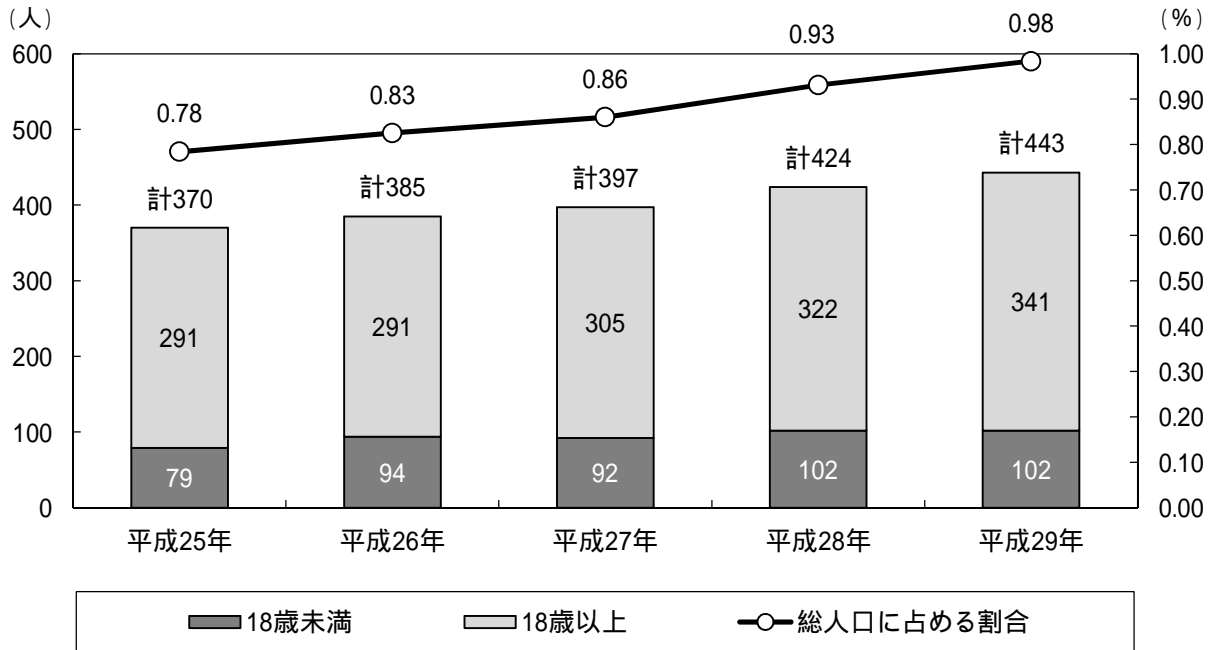
	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
視覚障がい	192	183	181	175	175
聴覚・平衡機能障がい	279	274	264	260	253
音声・言語障がい	36	34	36	36	32
肢体不自由	1,675	1,676	1,631	1,600	1,571
内部障がい	560	558	573	573	567
合計	2,742	2,725	2,685	2,644	2,598

資料:地域福祉課調べ(各年3月末日現在)

3. 療育手帳所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数は増加傾向にあり、平成 29 年 3 月末現在で 443 人と、本市の総人口 45,053 人に対して 0.98%を占めています。

年齢階層別療育手帳所持者数の推移と総人口に占める割合

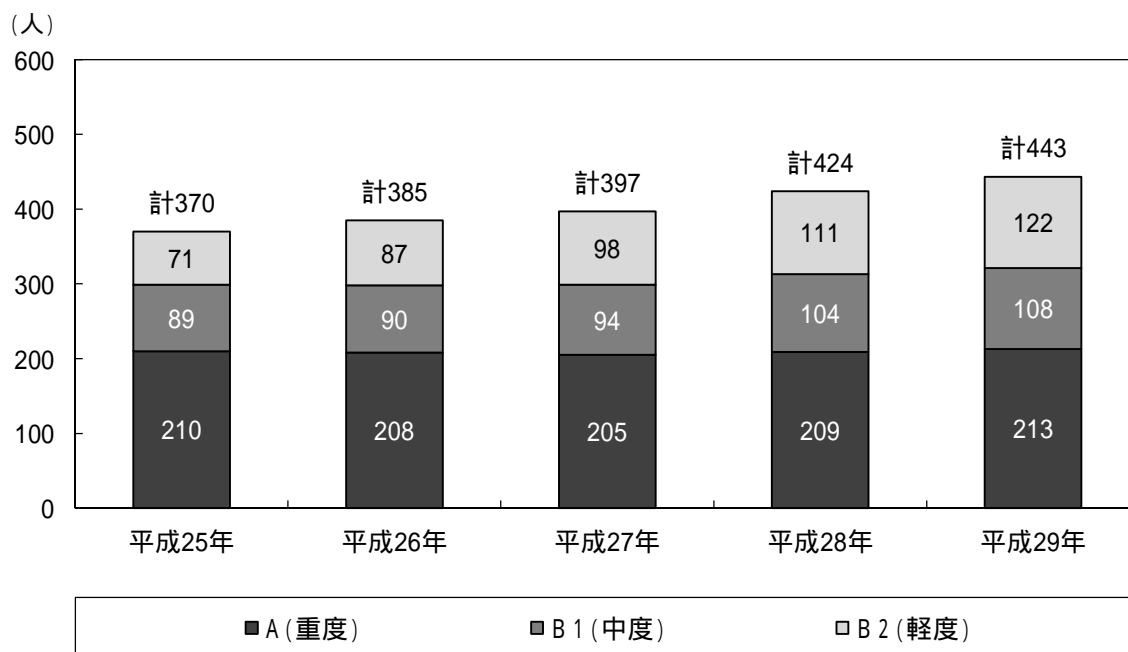


	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
18 歳未満(人)	79	94	92	102	102
18 歳以上(人)	291	291	305	322	341
合計(人)	370	385	397	424	443
総人口に占める割合(%)	0.78	0.83	0.86	0.93	0.98

資料:手帳所持者数 / 地域福祉課調べ(各年3月末日現在)
 総人口 / 住民基本台帳(各年3月末日現在)

障がいの等級別で見ると、平成 29 年 3 月末現在で A (重度) が 213 人と最も多くなっています。次いで B 2 (軽度) が 122 人となっています。平成 29 年 3 月末現在を平成 25 年 3 月末現在と比べると、A (重度) の人数に大きな変化はなく、B 1 (中度) と B 2 (軽度) の人数が増加しています。

障がいの等級別療育手帳所持者数の推移



(単位:人)

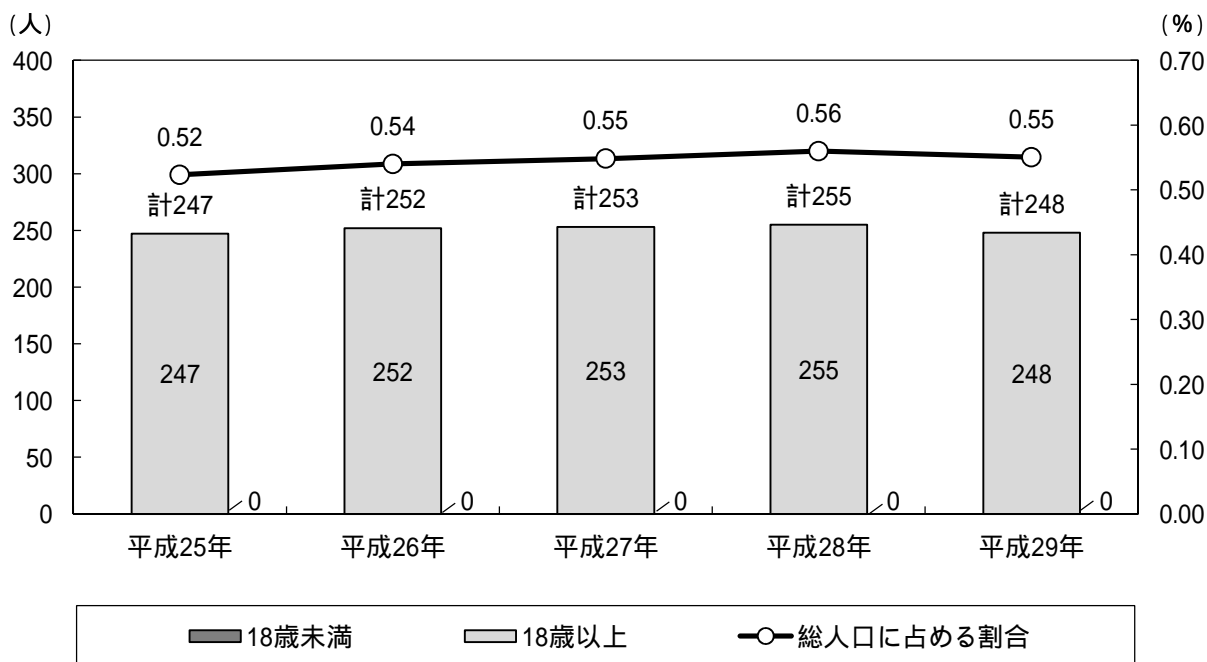
	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
A (重度)	210	208	205	209	213
B 1 (中度)	89	90	94	104	108
B 2 (軽度)	71	87	98	111	122
合計	370	385	397	424	443

資料:地域福祉課調べ(各年3月末日現在)

4. 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向が続いていましたが、平成29年3月末現在で平成28年3月末現在よりやや人数が少ない248人となり、本市の総人口45,053人に対して0.55%を占めています。

年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移と総人口に占める割合



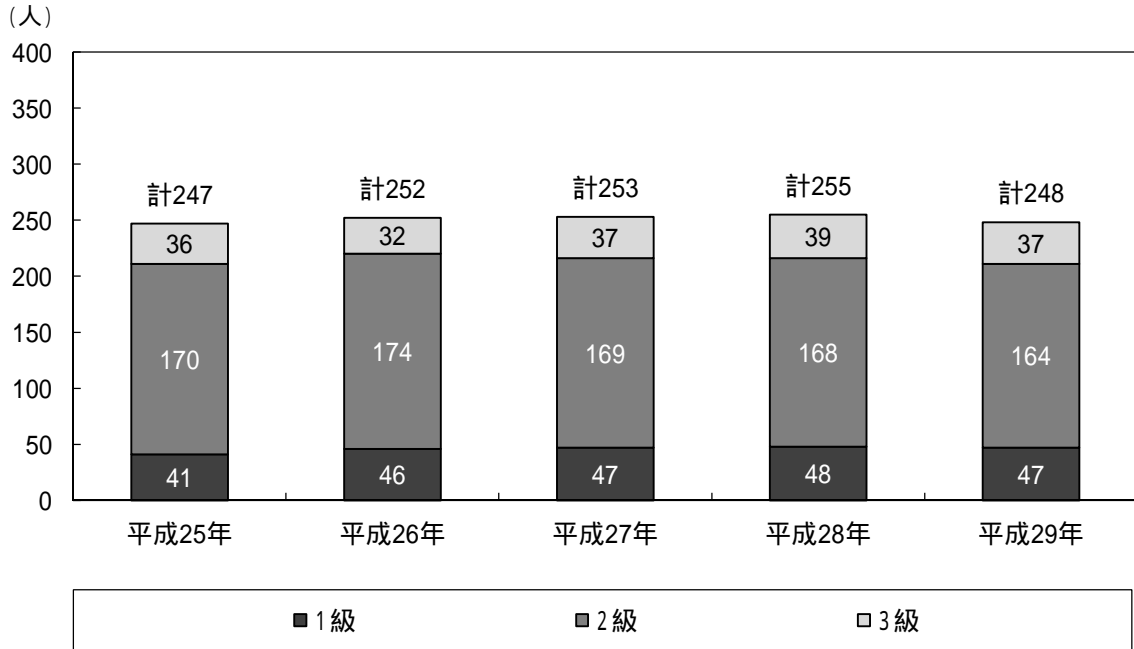
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
18歳未満(人)	0	0	0	0	0
18歳以上(人)	247	252	253	255	248
合計(人)	247	252	253	255	248
総人口に占める割合(%)	0.52	0.54	0.55	0.56	0.55

資料: 手帳所持者数 / 地域福祉課調べ(各年3月末日現在)

総人口 / 住民基本台帳(各年3月末日現在)

障がいの等級別で見ると、平成29年3月末現在で2級が164人と最も多くなっています。平成25年3月末現在と比較すると、1級が6人の増加となっています。

障がいの等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(単位:人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1級	41	46	47	48	47
2級	170	174	169	168	164
3級	36	32	37	39	37
合計	247	252	253	255	248

資料:地域福祉課調べ(各年3月末日現在)

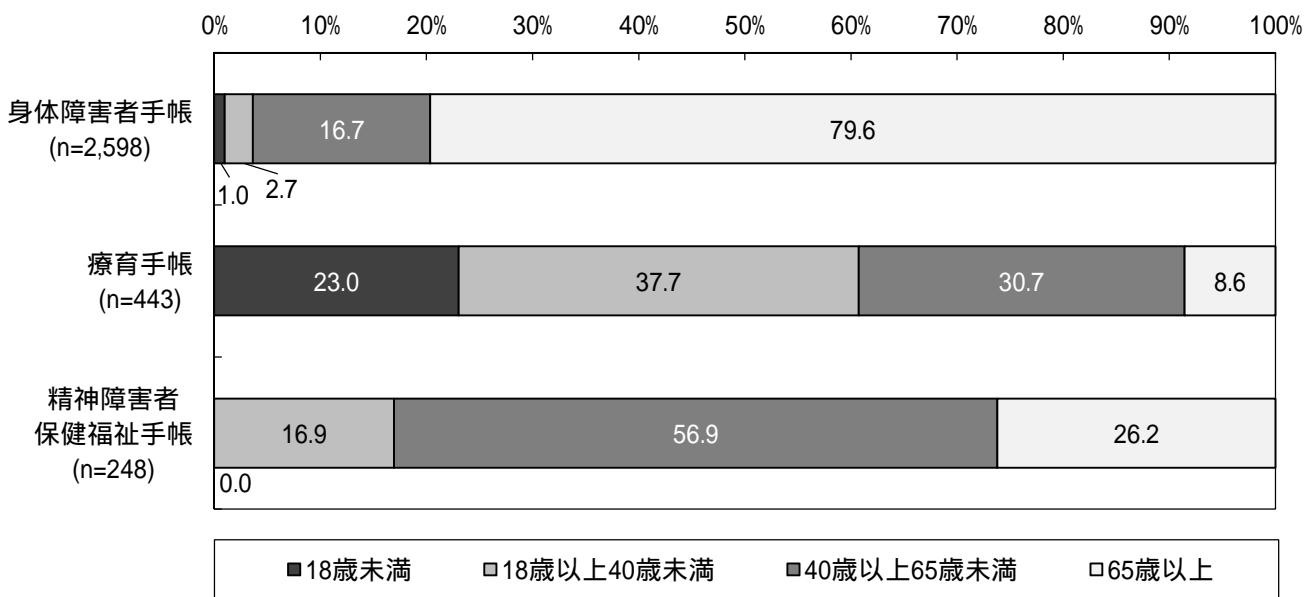
5. 障がい者の年齢構成

手帳所持者数の年齢構成をみると、身体障害者手帳所持者は65歳以上が79.6%を占めています。

療育手帳所持者は、18歳未満が23.0%、18歳以上40歳未満が37.7%と40歳未満の方が約60%となっています。

精神障害者保健福祉手帳は、40歳以上65歳未満が56.9%と高くなっています。

障がい別年齢構成比



(単位:人)

	合計	18歳未満	18歳以上 40歳未満	40歳以上 65歳未満	65歳以上
身体障害者手帳	2,598	26	69	434	2,069
療育手帳	443	102	167	136	38
精神障害者保健福祉手帳	248	0	42	141	65

資料:地域福祉課調べ(平成29年3月末日現在)

第2節 障がいのある方の福祉に関するアンケート調査概要

1. 調査について

「第3次淡路市障がい者基本計画・第5期淡路市障がい福祉計画・第1期淡路市障がい児福祉計画」を策定するにあたり、障がいのある方の生活状況や福祉サービスの利用状況及びご意見などを把握し、計画策定の基礎資料を得ること、また障がい者福祉施策を進める際の参考とすることを目的に「障がいのある方の福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

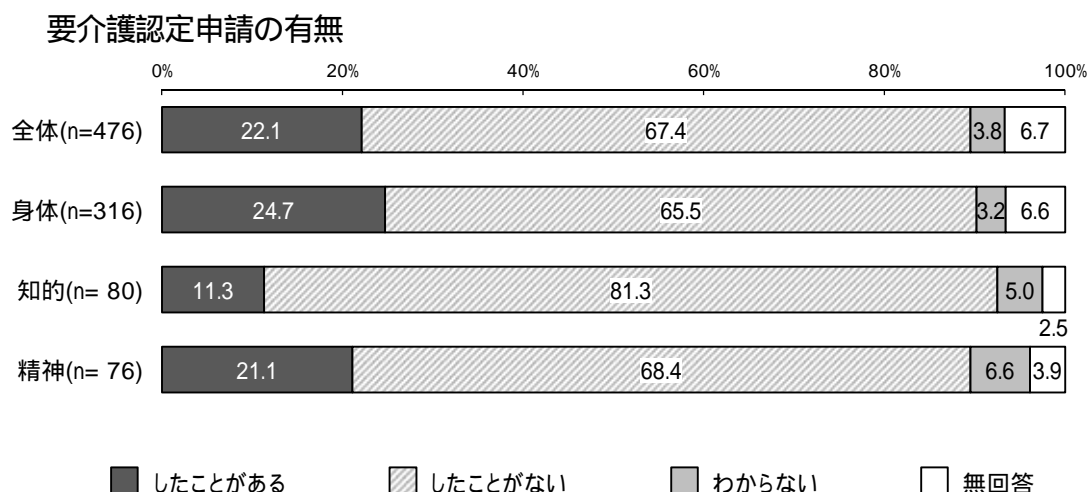
2. 調査の概要

	障がいのある方の福祉に関するアンケート調査
調査対象者	平成29年7月1日現在、淡路市に居住している身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者及び、精神障害者保健福祉手帳所持者、障がい福祉サービス利用者、自立支援医療（精神通院医療）利用者
配布数	1,399通 （身体障害者手帳所持者539通、療育手帳所持者156通、精神障害者保健福祉手帳所持者145通、障がい福祉サービス利用者465通、自立支援医療（精神通院医療）利用者94通）
調査方法	郵送配布・郵送回収または手渡しによる配布・回収
有効回答数/率	657通（47.0%）
調査期間	平成29年8月10日～8月31日

3. 調査結果の概要

（1）要介護認定申請の有無

40歳以上の方の介護保険サービスの要介護認定申請の有無についてみると、全体では「したことがある」が22.1%となっています。「したことがある」の割合は、身体で24.7%、知的で11.3%、精神で21.1%となっています。

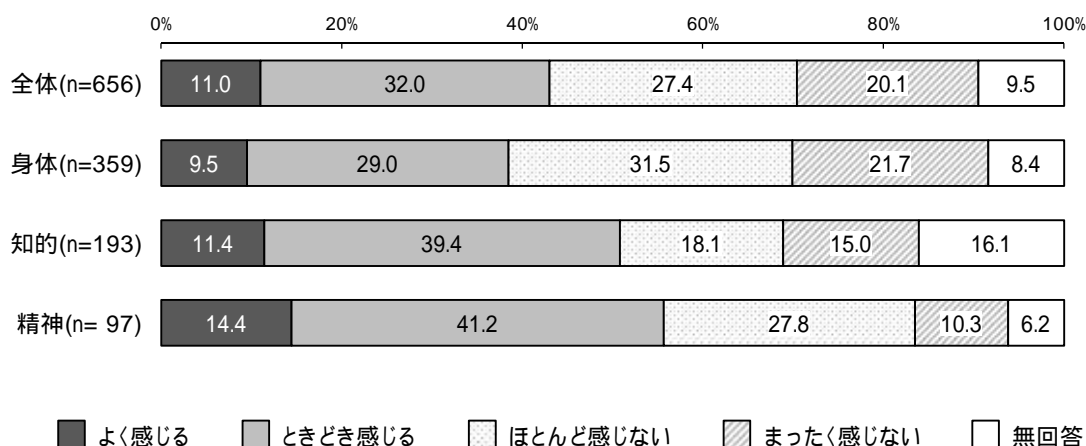


(2) 障がいがあるために差別や偏見を感じることに、感じたとき

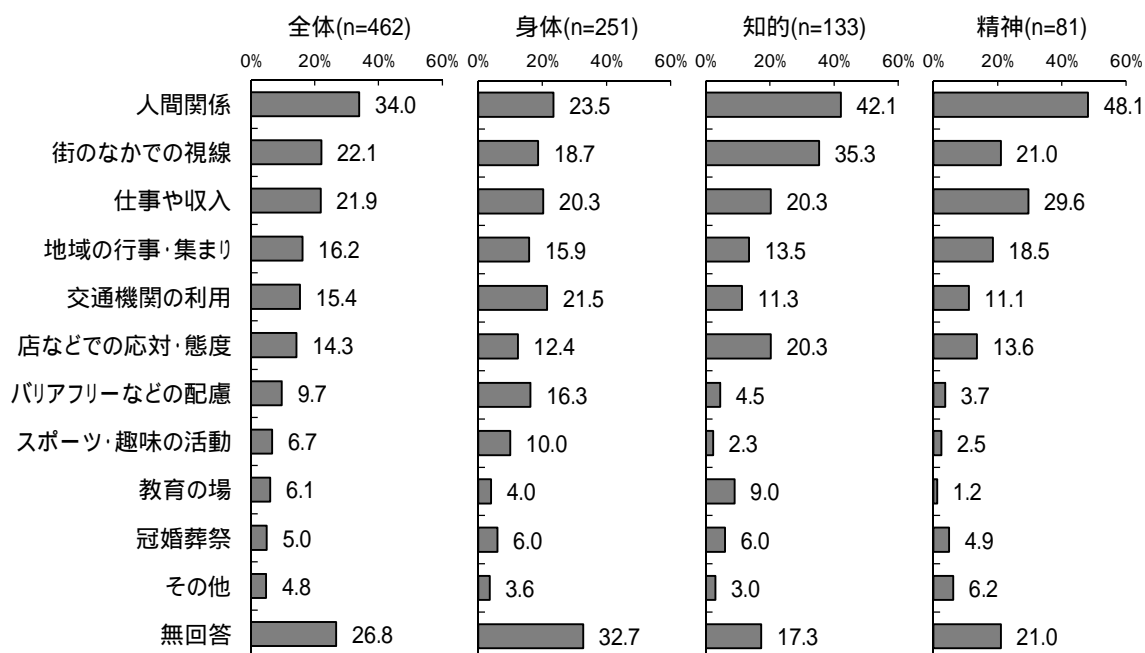
日常生活において差別や偏見を感じるかについてみると、全体では「よく感じる」と「ときどき感じる」を合計した『感じる』が43.0%、「ほとんど感じない」と「まったく感じない」を合計した『感じない』が47.5%となっています。『感じる』の割合は、身体で38.5%、知的で50.8%、精神で55.6%となっており、身体では『感じない』が53.2%と高くなっています。

どのようなときに差別や偏見を感じたかについてみると、身体では「人間関係」、「交通機関の利用」、「仕事や収入」、「街のなかでの視線」がいずれも約20%となっています。知的では、「人間関係」が42.1%で最も高く、次いで「街のなかでの視線」が35.3%、「仕事や収入」、「店などでの対応・態度」がともに20.3%となっています。精神では、「人間関係」が48.1%、「仕事や収入」が29.6%となっています。

差別や偏見を感じること



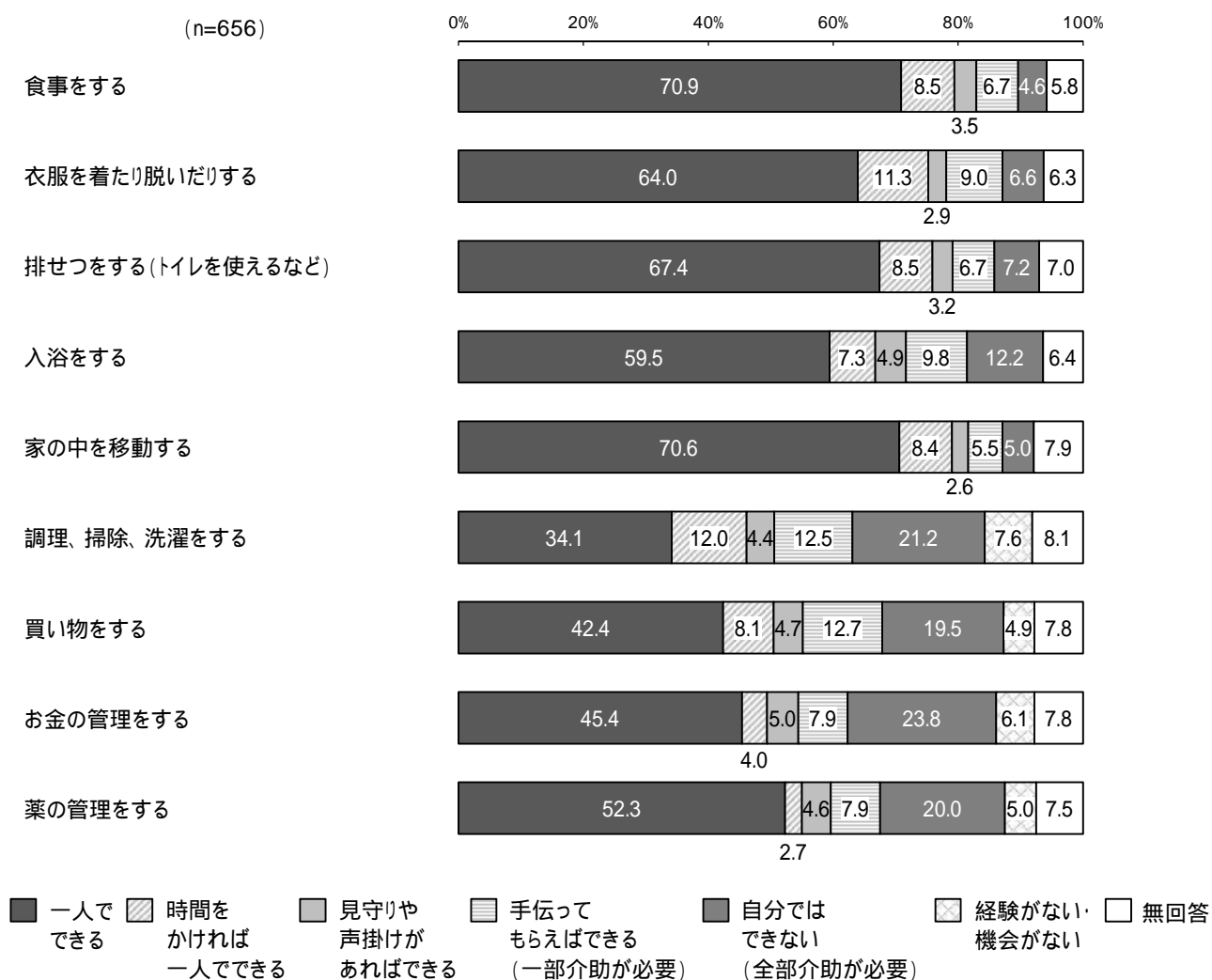
どのようなときに差別や偏見を感じたか



(3) 日常生活動作

日常生活の状況についてみると、食事、更衣、排せつ、入浴、家の中での移動などの基本的な活動については、「一人でできる」が約60~70%を占めています。一方、調理、買い物、金銭管理、服薬管理などの活動については、「一人でできる」が約30~50%にとどまり、「自分ではできない(全部介助が必要)」が約20%、「手伝ってもらえばできる(一部介助が必要)」が約10%となっています。

日常生活動作

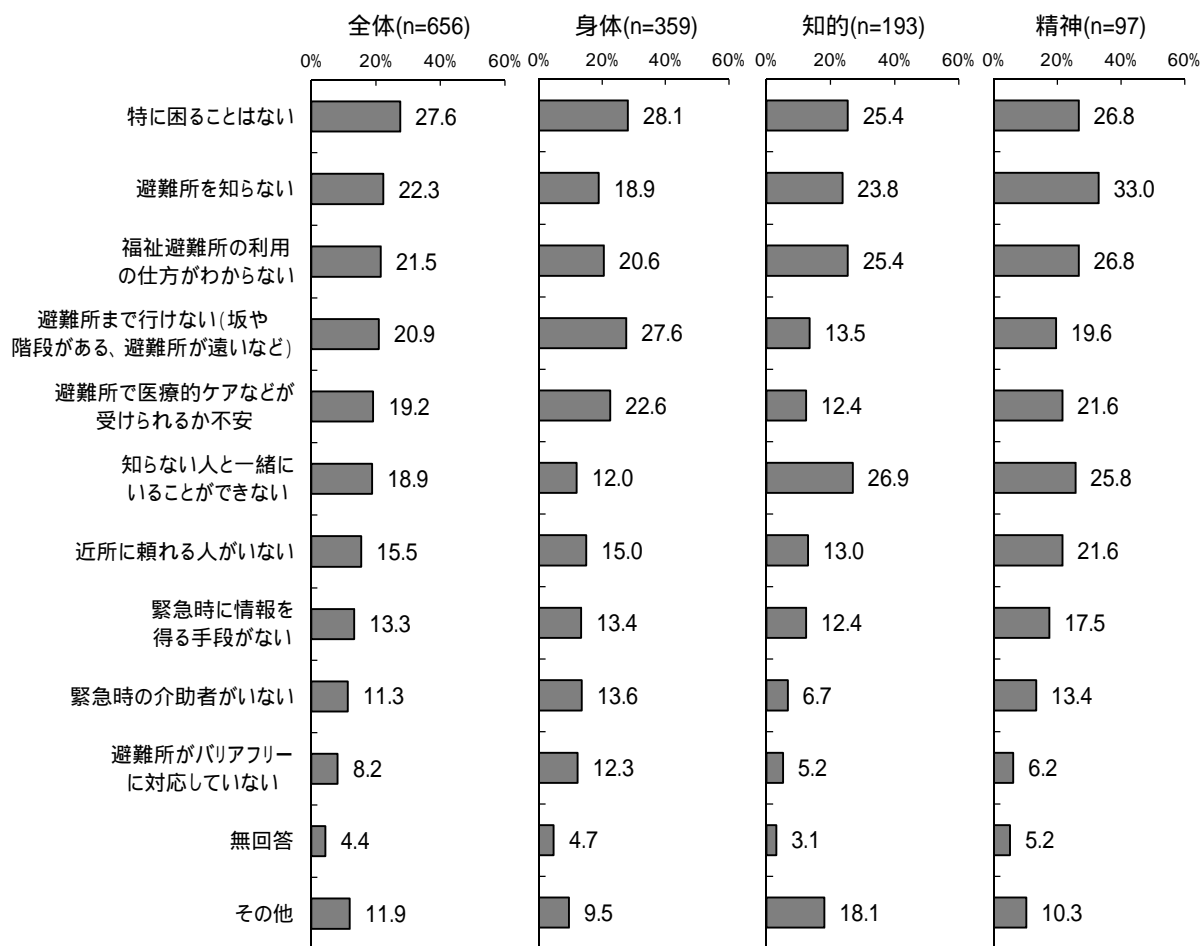


(4) 地震など災害のときに困ること

地震など災害のときに困ることについてみると、全体では「避難所を知らない」が22.3%で最も高く、次いで「福祉避難所の利用の仕方がわからない」が21.5%、「避難所まで行けない(坂や階段がある、避難所が遠いなど)」が20.9%、「避難所で医療的ケアなどが受けられるか不安」が19.2%と続いており、「特に困ることはない」は27.6%となっています。

身体では、「避難所まで行けない(坂や階段がある、避難所が遠いなど)」(27.6%)、知的では、「知らない人と一緒にいることができない」(26.9%)、精神では「避難所を知らない」(33.0%)がそれぞれ最も高くなっています。

地震など災害のときに困ること

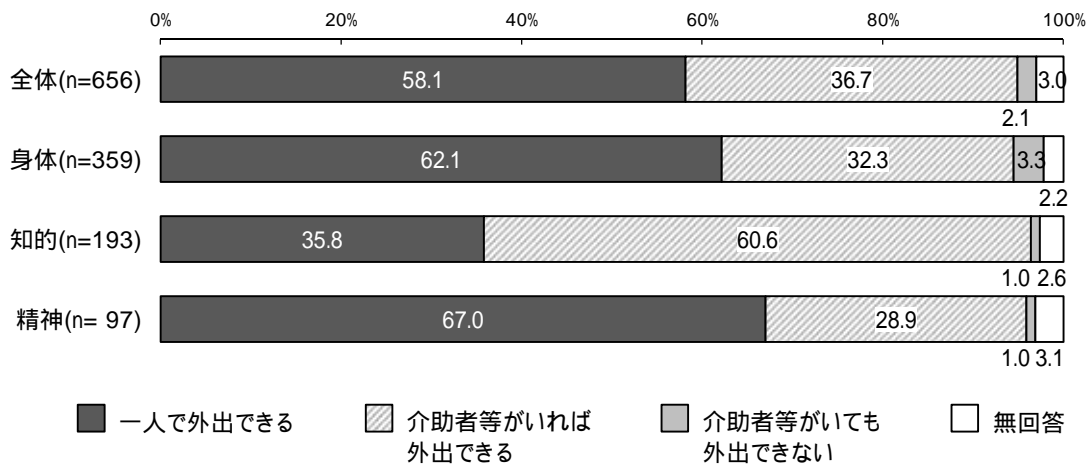


(5) 一人での外出の可否

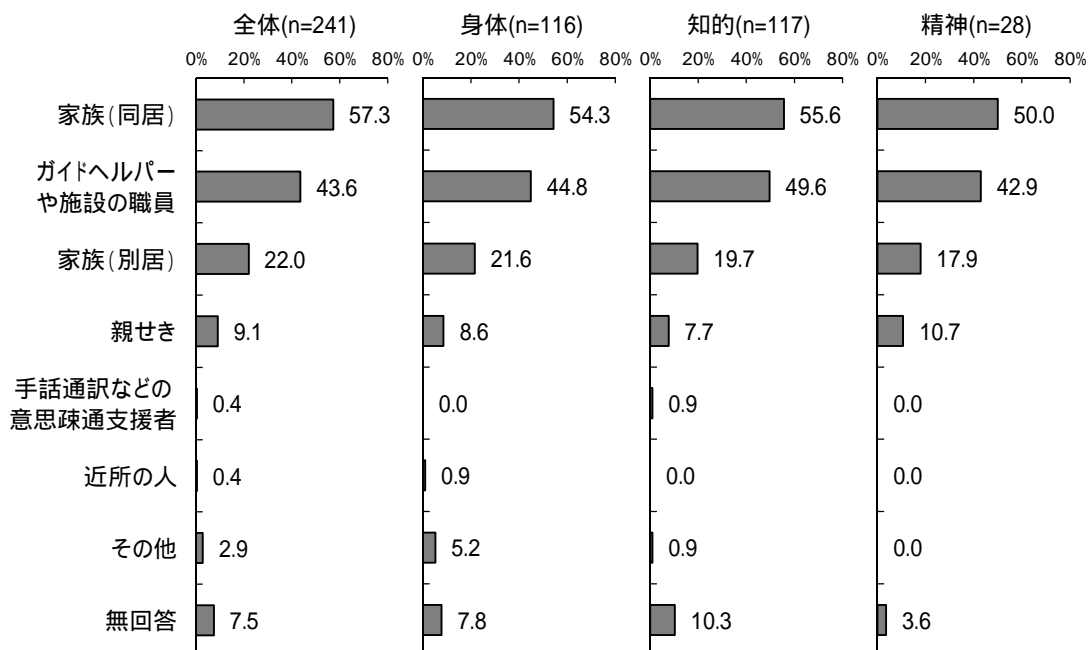
一人で外出できるかどうかについてみると、身体と精神では「一人で外出できる」が60%台となっていますが、知的では「一人で外出できる」は35.8%にとどまり、「介助者等がいれば外出できる」が60.6%を占めています。

「介助者等がいれば外出できる」と答えた人の主な同伴者や必要な支援者についてみると、全体では「家族(同居)」が57.3%で最も高く、次いで「ガイドヘルパーや施設の職員」が43.6%、「家族(別居)」が22.0%、「親せき」が9.1%となっています。

一人での外出の可否



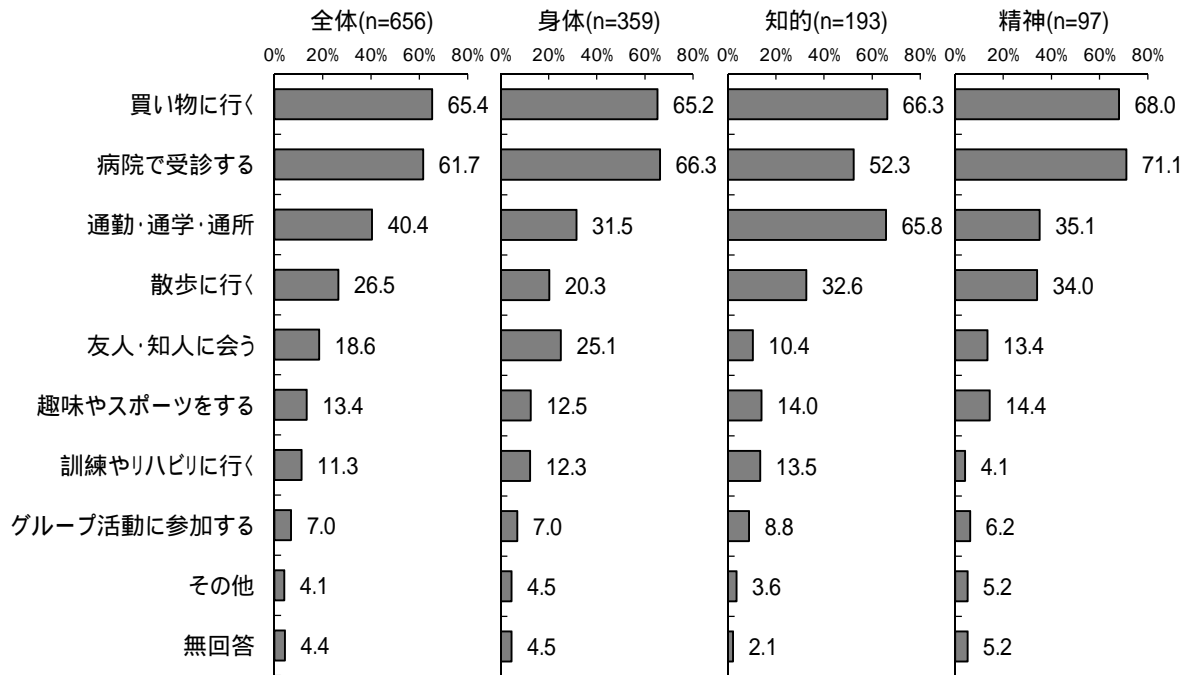
主な同伴者や必要な支援者



(6) 外出の目的

外出する目的についてみると、全体では「買い物に行く」が65.4%で最も高く、次いで「病院で受診する」が61.7%、「通勤・通学・通所」が40.4%となっています。知的では、「買い物に行く」(66.3%)に次いで、「通勤・通学・通所」が65.8%と高くなっています。

外出の目的

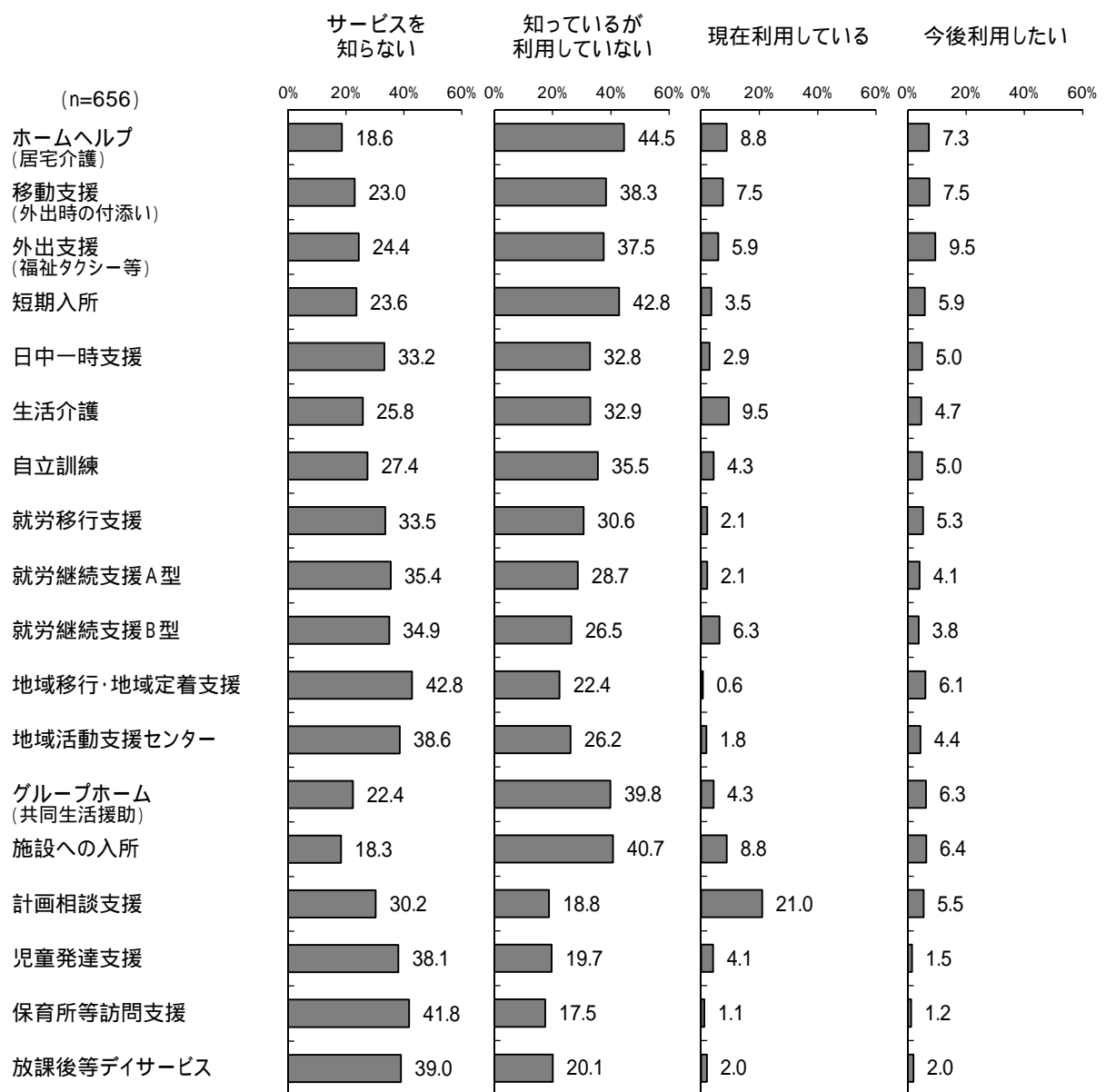


(7) 利用しているサービス

全体での現在利用しているサービスは、「 計画相談支援」が21.0%で最も高く、次いで「 生活介護」が9.5%、「 ホームヘルプ」が8.8%、「 施設への入所」が8.8%、「 移動支援」が7.5%、「 就労継続支援B型」が6.3%、「 外出支援」が5.9%となっています。

今後利用したいサービスは、「 外出支援」が9.5%で最も高く、次いで「 移動支援」が7.5%、「 ホームヘルプ」が7.3%、「 施設への入所」が6.4%、「 グループホーム」が6.3%となっています。

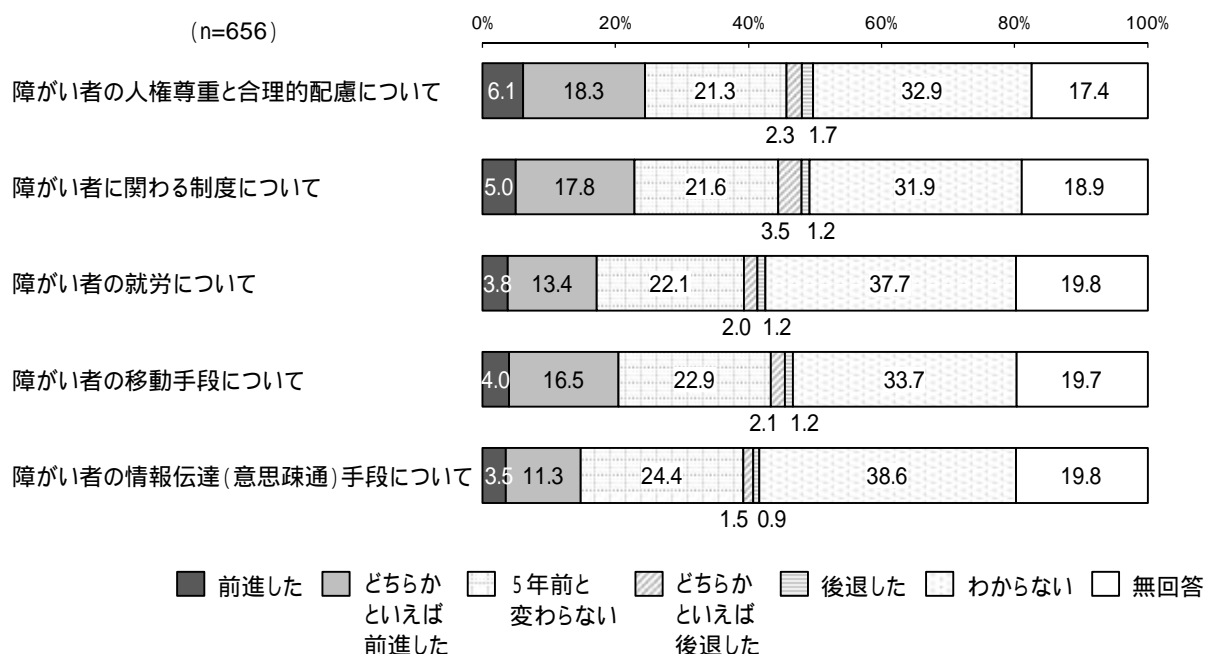
利用しているサービス



(8) 障がい者を取り巻く社会環境

この5年間くらいの間の障がい者を取り巻く社会環境についてみると、いずれの項目も「わからない」が30%以上、「5年前と変わらない」が20%以上となっており、『前進した』(「前進した」と「どちらかといえば前進した」の合計)は、最も高い「障がい者の人権尊重と合理的配慮について」で24.4%、最も低い「障がい者の情報伝達(意思疎通)手段について」で14.8%となっています。

障がい者を取り巻く社会環境

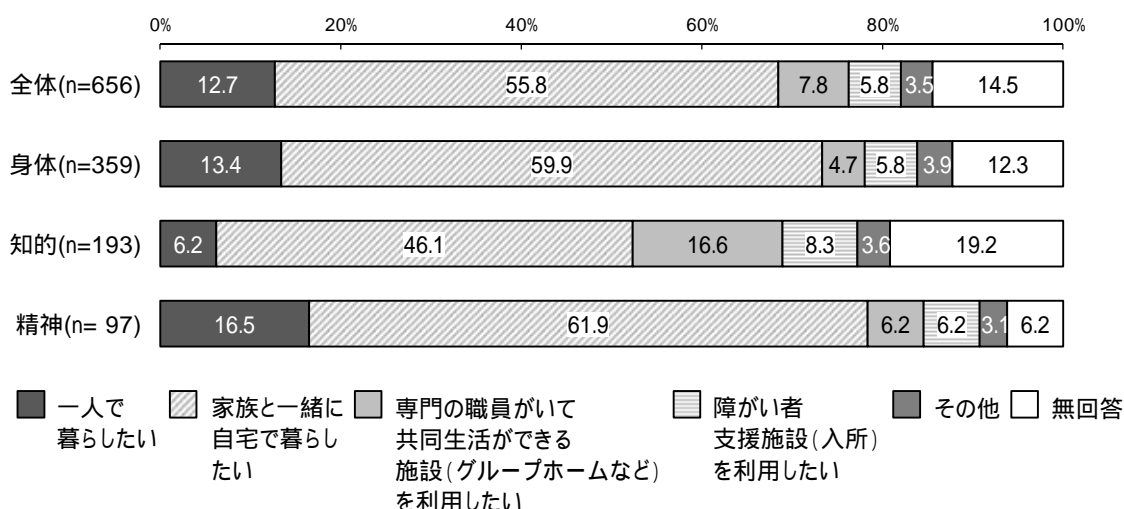


(9) 希望する暮らし方

今後希望する暮らし方についてみると、全体では、「家族と一緒に自宅で暮らしたい」が55.8%で最も高く、次いで「一人で暮らしたい」が12.7%、「専門の職員がいて共同生活ができる施設（グループホームなど）を利用したい」が7.8%、「障がい者支援施設（入所）を利用したい」が5.8%となっています。

身体、知的、精神いずれも「家族と一緒に自宅で暮らしたい」の割合が最も高くなっていますが、知的では「専門の職員がいて共同生活ができる施設（グループホームなど）を利用したい」が16.6%とやや高くなっています。

希望する暮らし方

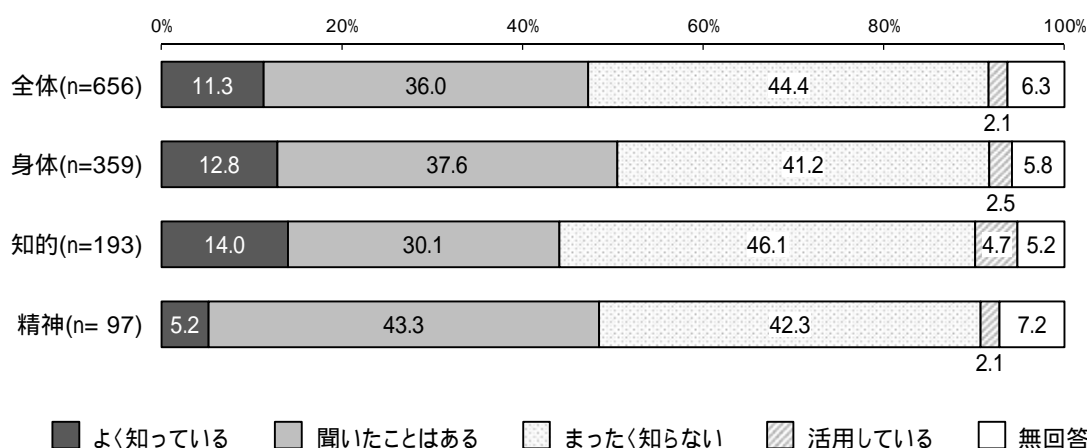


(10) 成年後見制度の認知と利用

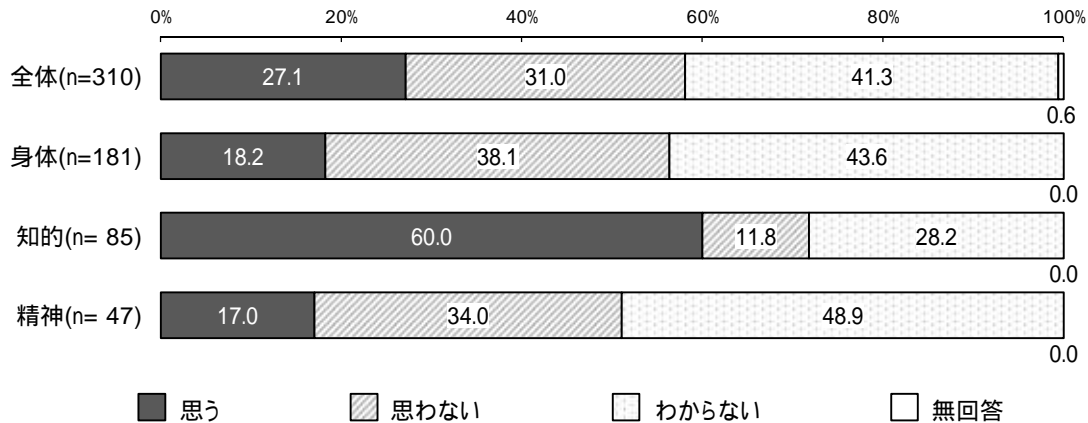
成年後見制度の認知度は、全体では「よく知っている」が11.3%、「聞いたことはある」が36.0%です。「活用している」は2.1%とわずかです。

将来的な成年後見制度の利用についてみると、全体では「思う」が27.1%、「思わない」が31.0%となっています。身体と精神では「思う」は20%未満となっていますが、知的では「思う」が60.0%を占めています。

成年後見制度の認知度・活用状況



将来的に成年後見制度の利用が必要になると思うか

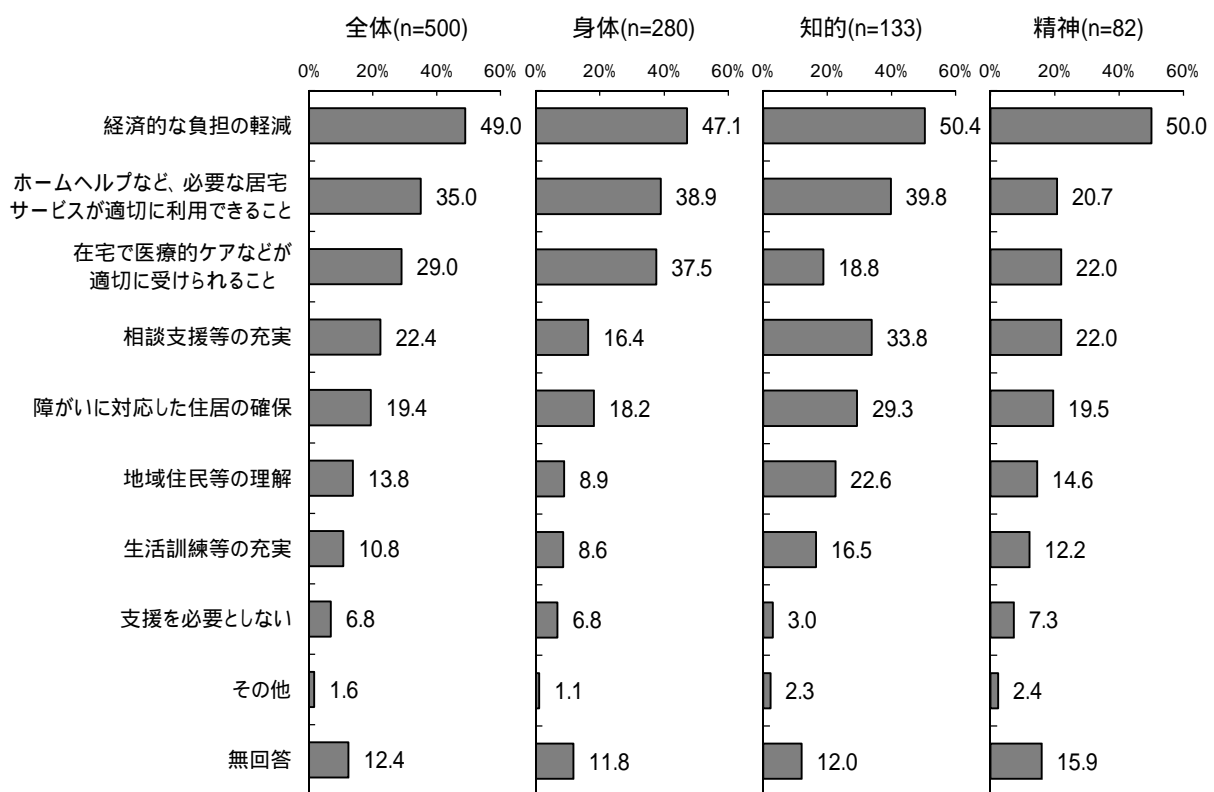


(11) 在宅生活にあればよい支援

在宅で暮らす際にあればよいと思う支援についてみると、全体では、「経済的な負担の軽減」が49.0%で最も高く、次いで「ホームヘルプなど、必要な居宅サービスが適切に利用できること」が35.0%、「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること」が29.0%となっています。

身体は、「経済的な負担の軽減」(47.1%)に次いで、「ホームヘルプなど、必要な居宅サービスが適切に利用できること」が38.9%、「在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること」が37.5%となっており、知的は、「経済的な負担の軽減」(50.4%)に次いで、「ホームヘルプなど、必要な居宅サービスが適切に利用できること」が39.8%、「相談支援等の充実」が33.8%、「障がいに対応した住居の確保」が29.3%となっています。

在宅生活にあればよい支援



第3節 ヒアリング調査のまとめ

1. 調査について

調査対象	団体	障がいのある方や関係者による団体
	事業所	市民が利用している主な障がい福祉施設
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・調査票への記入依頼と回収 ・直接ヒアリング調査 	
設問内容	団体	団体の概要 団体の主な活動内容 団体の運営・活動上の課題・今後の展望など 近年の障がい者を取り巻く社会環境について感じること 淡路市の障がい福祉サービスについてのご意見・ご要望 市の計画策定にあたっての意見等
	事業所	事業所の概要 現在提供している障がい福祉サービス 今後のサービス提供の予定 市内で不足しているサービス 事業所の運営上の課題・問題点 利用者からの苦情・相談 近年の障がい者を取り巻く社会環境について感じること 市の計画策定にあたっての意見等

ご協力いただいた団体・事業所

団体	淡路市身体障害者福祉厚生会 淡路市手をつなぐ育成会 いきいき家族会 くれんよんわあるど たんぽぽの会 淡路障害者自立支援協議会くらす連絡会
事業所	(福)ぶったあ福祉会 (福)淡鳳会 フローラほくだん (福)淡路市社会福祉協議会 (特活)淡路島ファミリーサポートセンターまあるく 障害者福祉施設 さくらんぼの里((医)新淡路病院) (福)幸仁会 かおりの丘ホームヘルプサービス (福)聖隷福祉事業団 聖隷ヘルパーステーション淡路 (一社)まごころ苑 花咲く家 (有)ほすたあ ほのぼのケアセンター (一社)いりどり福祉会 就労継続支援A型事業所いりどり (株)アクアスキーム 児童デイサービス ひだまり (福)兵庫県社会福祉事業団 あわじ荘 (福)兵庫県社会福祉事業団 五色精光園

2. 団体ヒアリング結果の概要

(1) 障がい福祉サービスについて

サービス全般

- 高齢者のサービスに比べて、障がい児に対する支援がみえてこない。
- 制度上使いにくいサービスがある。(通学に移動支援が使えない、ヘルパーと看護師を同時帯に
来てもらえないなど)
- 障がい福祉サービスだけでなく、インフォーマルな支援がもっと増えるとよい。
- 障がい特性に対する理解は、まだ十分ではない。
- 医療的ケアに対応してもらえる事業所がない。
- 将来の自立生活を念頭においた体験を、親がいるあいだからさせておきたい。
- 親亡き後の子どもの生活が心配である。
- 誰もが安心して生活できる社会は「障がい者」の視点なしには実現しないと思う。

通所系サービス

- 療育を受けられる事業所が限られていて、時間帯や場所の選択肢が少ない。
- 親が仕事をしていると送迎があると利用しやすい。(知的障がい児)
- いずれの事業所も丁寧に対応してくれている。
- 地域の小学校・保育所との交流機会を作ってくれている。
- 人手不足で職員の負担が大きく大変そうに思う。
- 知的障がいの通所系サービス事業所は旧町単位に最低一か所はあるが、精神の通所系サービス事業所は少ない。
- 市西部に居場所(地域活動支援センター)があるが、東部にない。

入所系サービス

- ショートステイが不足している。
- ショートステイを利用したいが子どもの障がい特性上(暴れたり、パニック)預けられない。
- 自宅で過ごす生活に近い、障がい者が落ち着いて生活ができるグループホームがあればよい。

(2) 地域生活・家族について

- 自動車を運転できない知的障がい者や重度の身体障がい者は移動手段の確保に困る。
- 近所の人はいさつや声掛けを普通にしてくれる。
- 店舗などでの対応や住民の意識も一昔前に比べて向上していると感じる。
- 一人暮らしの障がい者の見守りが課題。
- 精神疾患を発症することで、妄想などを伴い友人などが離れていくため、地域や仲間との関わりが希薄になる。
- 小さいときは一緒に遊んでくれていた友達も、大きくなると、勉強やクラブ活動が忙しく、だんだん友達が離れていく。(知的障がい児)
- 家族のなかに障がい者への無理解がある場合がある。

(3) 災害対策について

- 要援護者名簿に登録しておくとう安心感がある。

- 災害被害が大きいほど公的な支援が滞るため、地域とのつながりが大切だと感じている。
- 知的障がい児は障がい特性上、団体行動できなかつたり、慣れた環境でないとパニックになったりするので、一般の避難所や高齢者の福祉避難所は利用できない。
- 同じような障がいのある子の家族となら、一般の避難所よりも子どもの負担も少ないし、親もお互いに理解があるので、市内の作業所を避難所にしてもらえるとよい。
- 災害時に一般の避難所を利用しにくい。普段から睡眠薬を飲んでいる人も多いので、環境が変わると余計に眠れないし、体調を崩したりする。(精神障がい者)

(4) 就労について

- 支援学校卒業後の就職先(就労継続支援A・B、就労移行支援など)が心配である。
- 障がい者理解がもっとあってほしいが、経営面で企業が雇用しにくい点も理解はできる。(精神障がい者)

(5) 当事者団体の活動について

- 役員等の負担が大きいので、活動の幅を広げるのが難しい。(知的障がい)
- 恒常的に使える活動場所が欲しい。(知的障がい)
- 団体の活動は、保護者の情報交換・相互相談・親睦の場となっている。
- 少ない会員でも、勉強会やレクリエーションなどの活動を地道に行っていきたい。
- 当事者の家族同士なので、悩みを話せる場となっている。
- 団体の活動を通じて、市や健康福祉事務所に些細なことでも相談できる。
- 会員が高齢化し、新入会もないため、今後の組織運営が課題となっている。(身体障がい)
- 細く長く、継続は力と思って続けていきたい。

(6) 学校について

- 先生の障がいに対する理解が乏しい。
- 知的障がいに対する障がい者理解の教育がない。

3. 事業所ヒアリング結果の概要

(1) 事業所からみた障がい者の状況

- 65歳で介護保険サービスに移行することに不安や困難を感じている。(通い慣れた施設や職員が変わる不安、障がい特性を理解されるかの不安、介護保険の事業所になじめない、障がい者に対応した設備(浴槽)がない、利用者負担の発生による経済的負担の増大、ヘルパーの訪問回数の減少など)
- 高齢化により病院にかかることが増えている。
- 障がいに加えて高齢化、生活困窮などを抱える人が増えている。
- 特に精神障がい、発達障がいは、一人ひとり状態像が異なるため、個別対応が必要となる。
- 医療的ケアの必要な人が増えている。

(2) 障がい児の状況

- 早期診断により療育対象の子どもの割合が増えている。

- 親が子どもの障がいを受け入れるのに時間がかかることがある。
- 子育てに対する親の不安が大きい。
- 子育ての負担に加えて障がい児であることで、母親に対するケアが必要である。
- 境界域の子どもは、一定の理解ができている反面コミュニケーションの困難を抱えているため、かえって対応が難しいことがある。

(3) 障がい者を取り巻く状況

移動手段

- 送迎がないとサービスを利用できない。
- 自動車の運転ができないと外出機会が少なくなる。

家庭環境、家族関係

- 家族介助者の高齢化により親亡き後の心配が増えている。
- 本人以外に家族も障がいがあるなど支援が必要な場合が多い。
- 子どもの障がいをオープンにできず、祖父母の支援を受けられないことがある。
- 家族の理解や支援が障がい者本人の状態に影響する。(特に精神障がい者)
- 親が当事者を抱え込む傾向がある。
- 本人が希望する就職に親が反対するなど、本人の生活能力、社会性の形成が阻害されることがある。

障がい者の就労

- 就労移行支援で成果に結びつけることが難しい。
- 就労継続支援B型は、固定的な利用者が一定程度存在する。
- 就労継続支援B型の利用で満足して、就労継続支援A型や一般就労を目指す気持ちが低い傾向がみられる。

(4) 事業所の現状

職員の人手不足

- 職員を募集しても応募がない。
- 外部研修に行かせたくても現場の人手が足りないので行かせることができない。
- 職場内教育訓練で職員を育てる体制がとれない。
- サービスの現場で利用者の希望にすぐに対応できないことがある。
- 施設入所者の通院頻度が増加して職員の負担が増大している。
- 3障がいを受け入れることで、個別対応が増加している。
- 同性介助の対応が難しいときがある。

サービスの利用状況

- 高齢と障がいに生活困窮も加わって、生活しづらい人の相談が複雑になっている。
- 家族が高齢化し病気になると家でみられないなど、短期入所の利用が長引く人が増加している。
- 親が高齢化し、将来的に施設入所を希望する人が増えている。
- 短期入所の空きが少ない。
- 施設入所は満床である。

- 医療的ケアのために看護師を配置できる日数、時間が限られている。
- 以前に比べると減っているものの、精神障がい者で自宅にヘルパー、看護師が訪問することへの抵抗感がある。
- 早期療育のニーズは高いが、希望に応えられていない。
- 児童発達支援、放課後等デイサービスは、保護者への支援の場ともなっている。

第4節 調査結果等からみる課題

障がいの重度化・障がい者の高齢化等への対応

- 障がい者が65歳になると、サービスの利用において介護保険制度が優先されることから、介護保険サービスに移行するケースが増えていますが、障がい者の不安は大きく、介護保険の事業所になじめず、閉じこもりにつながる可能性が指摘されています。新たに位置づけられる共生型サービスが利用者支援につながるよう適切に運用されることが必要です。
- 障がいに加えて、高齢化、生活困窮など複数の困難を抱える人が増えており、障がい福祉サービスだけでなく、関係各課・機関が連携して支援にあたる必要性が増しています。
- 親の高齢化は、親亡き後の不安につながっており、施設入所の希望が増えています。本人・家族を含めて、将来を見据えて自立生活に向けた支援が必要です。

障がい児への対応

- 保護者は、子育ての負担感に加えて子どもに障がいがあることで不安が一層増しています。子どもの世話が母親に偏りがちなため、特に母親の不安を軽減する支援が必要です。
- 障がい当事者の家族による当事者団体活動は、同じ立場の人に悩みを相談できたり、アドバイスを受けられるなど、家族支援にもつながっていることから、活動に対する継続的な支援が必要です。

サービスの提供体制について

- 家族の高齢化により家庭での介助力が低下しているなどにより、ショートステイの利用期間が長期化しています。そのためショートステイの需要に対して、十分応えられていない状態です。
- 障がい者の高齢化は、加齢に伴う疾病により医療的ケアが必要なケースの増加にもつながっています。一方、児童にも先天性疾患等による医療的ケア児が増加しています。こうした医療的ケアに対応できる事業所が不足し、受け入れ事業所内の人員体制も不十分です。
- 入所施設はいずれも満床で、新たな入所希望を受けられない状態です。
- 制度上、いずれの事業所でも3障がいの受け入れが前提となっていることから、支援現場での個別対応が増加しています。サービス提供事業所職員の負担が増大しています。
- 児童発達支援、放課後等デイサービスの需要は高いですが、事業所が限られているため、時間帯や内容の選択肢が少ない状況です。
- 精神障がい者が利用しやすいサービス事業所、地域活動支援センターの所在場所が市内で偏りがあります。

就労について

- 就労移行支援サービスから一般就労に移行し、定着することが難しい現実があります。
- 本人や家族の気持ちとして、一般就労や就労継続支援A型よりも就労継続支援B型で無理せず仕事をするほうがよいという人が増えている傾向があります。
- 特別支援学校卒業後すぐに一般就労が難しい場合に、段階を踏んだ適切な就労支援サービスを受けられるか心配に思う声が聞かれています。
- 就労を希望する障がい者が、それぞれの障がい特性に応じた合理的配慮を受けながら、自らの能力を発揮して仕事をするのができ、経済的な安定と人としての尊厳が守られる就労支援の体制整備が必要です。

相談支援について

- 複合的な課題を抱えていることで、相談内容が複雑化しているケースが増えています。相談支援専門員には、より多くの知識やコーディネート力の向上が求められています。
- 障がい者ほぼ全員が相談支援専門員による計画相談を受けられていますが、ライフステージの変わり目などの必要なモニタリングが十分でない場合もあることから、必要な時と場合にきめ細かな対応を行う相談の質的向上が求められています。

地域生活について

- アンケート調査の結果では、地域で暮らしたいという希望が多いにもかかわらず、施設入所の希望が増加している傾向があることは、障がい者が地域生活できる基盤整備が十分でないことを表していると考えられます。障がい者が支援を受けながら自立生活を送れるグループホームを希望する声が聞かれています。
- 公共交通機関の限られている淡路島では、地域生活をする上で、通院や就労、その他の日中活動のための移動手段の確保が課題です。
- 一人暮らしの障がい者に対する見守り体制の必要性が挙げられています。

災害時の支援体制について

- 災害時に困ることとして、身体障がい者では「避難場所に行くことが難しい」、知的障がい者では「知らない人と一緒にいることができない」、精神障がい者では「避難所を知らない」などと障がい種別によって困りごとが異なります。こうした違いの背景を理解して、障がい者の不安を軽減するよう、災害時の避難体制を確保することが必要です。
- 避難行動要支援者（災害時要援護者）名簿に登録している人はわずかです。個人情報保護等に不安を感じて登録をためらう様子もうかがえていることから、障がい者が安心して登録ができ、安全を確保される環境整備が必要です。

第3章 障がい者基本計画

第1節 基本理念と計画の方向

第3次淡路市障がい者基本計画における基本理念と計画の方向は、前期計画を踏襲して、以下の通りとします。

基本理念

助け合い 支え合い

暮らしを共感することができるまちの実現を目指して

住み慣れた地域で、個人として尊重されながら、あたりまえの生活を送り、社会参加の機会が保障される地域社会は、障がいの有無にかかわらず誰もが享有すべき権利です。当事者の尊厳を保障する観点から、自己決定を支える権利擁護や、寄り添い型の相談支援体制の構築を目指すことが求められています。

本市においては、全ての市民を対象とした『地域共生社会』の実現を目指す上で、障がいの有無に関係なく、「支え手」「受け手」が多様に変化する循環を目指し、そのことによる『障がい者観の転回』を生み出す取組を推進します。また、「障害者差別解消法」が求める社会的障壁の除去に向けた、必要かつ合理的な配慮の必要性について、気づきあえる市民社会を創造します。

計画の方向

1. 自立と社会参加への支援

住み慣れた地域で、誰もが持てる能力を発揮し、その人らしい自立生活を送ることができるよう総合的な支援を実施するとともに、誰もが互いに尊重し合いともに活動することができる環境づくりに取り組んでいきます。

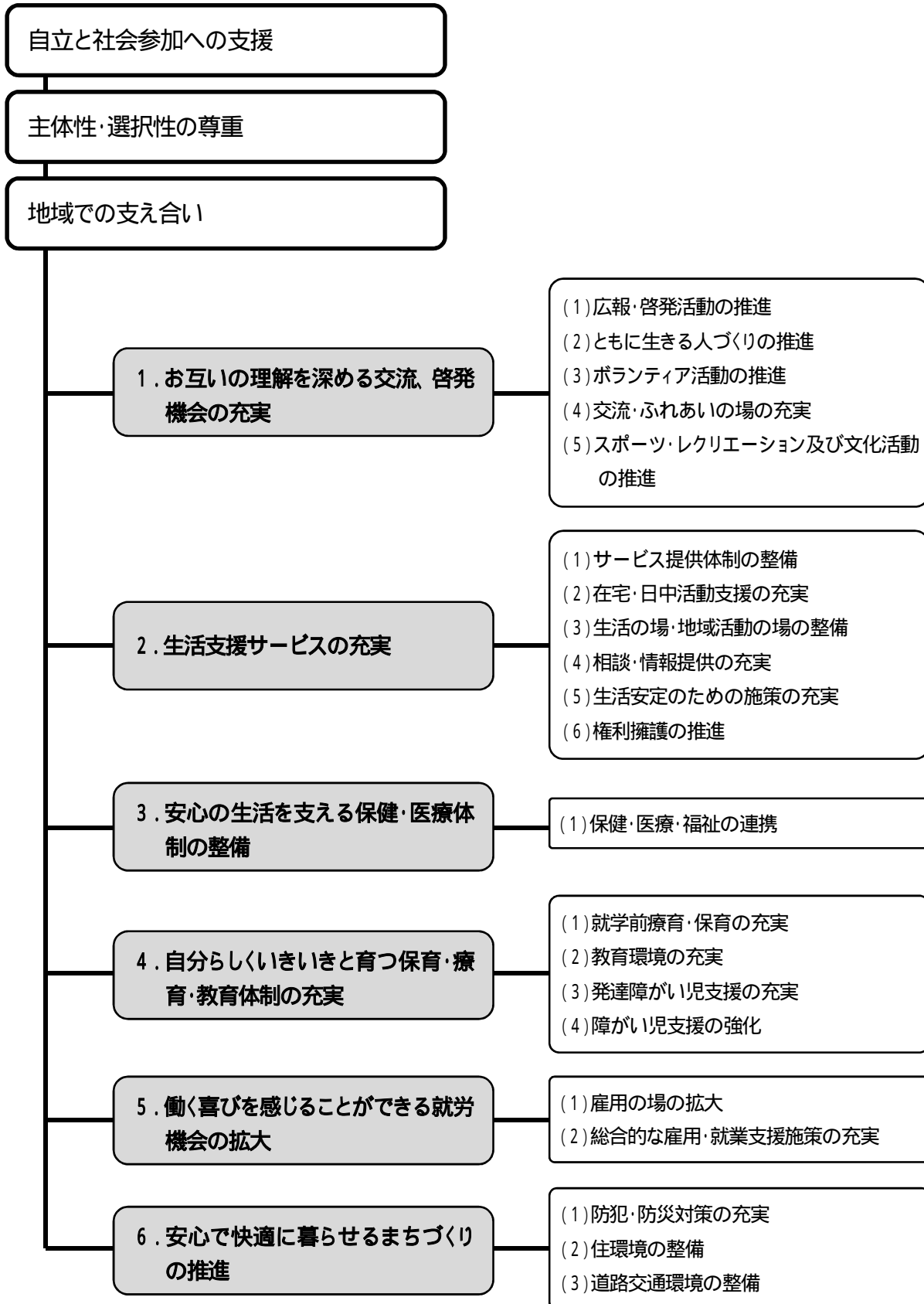
2. 主体性・選択性の尊重

障がい者が社会の一員としての役割を担うとともに、1人の生活者として自らの生活を自らの意思で選択・決定し、築いていくことを人権尊重、権利擁護の観点から支援します。

3. 地域での支え合い

地域資源の活用とともに住民の主体的な支え合いを育み、地域力の向上を推進します。

第2節 施策の体系



第3節 重点目標

包括的相談支援体制の構築

地域生活支援拠点等の整備に向けた取組について、国の基本指針では以下の通り示されています。

本市では、地域生活支援拠点については圏域での整備を目指します。

地域共生社会の実現に向けて、障がい分野と高齢分野が一体的に機動性をもって個々のケースに対応できるとともに、関連する分野（児童・教育など）とも円滑に連携できるよう、包括的な相談支援体制を整備するため、基幹相談支援センターの直営による設置を目指します。

地域生活支援拠点

平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくりなど）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。

基幹相談支援センター

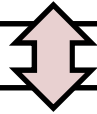
地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、専門的人材（相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）を配置し、地域の実情に応じた支援を実施。

- ・ 総合的・専門的な相談支援（地域生活支援拠点との連携）
- ・ 地域の相談支援体制の強化（ネットワーク作り、専門的助言、困難事例対応）
- ・ 地域移行・地域定着
- ・ 権利擁護・虐待防止 等

地域生活支援拠点と基幹相談支援センターの設置イメージ(案)

地域生活支援拠点(平成 32 年度末までに設置すること(国指針))

総括・コーディネーター配置 専門的人材の確保・養成 研修会の実施(事例検討等) 困難事例対応(医療的ケア・高齢障がい者等) 地域移行・地域定着	地域の体制(ネットワーク)づくり 自立支援協議会 地域包括ケアシステム(精神障がい含む) 緊急ショートステイの空床確保 一般相談	など
---	--	----



淡路市内事業所

相談支援事業所

障害者相談支援・障害児相談支援 など

訪問系サービス事業所

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・
同行援護・移動支援 など

基幹相談支援センター(市設置)

総合的(3障がい対応)、専門的な相談支援
 地域の相談支援体制強化
 ・ネットワークづくり
 ・困難事例対応
 地域移行、地域定着の推進
 権利擁護・虐待防止
 緊急ショートステイの調整
 一般相談
 障がい児支援の強化
 医療的ケア児支援 など

日中活動系サービス事業所等

生活介護・就労移行支援・就労継続支
援・短期入所・地域活動支援センター・
日中一時支援・児童発達支援・放課後等
デイサービス など

居住系サービス事業所

施設入所支援・共同生活援助 など

自宅・一人暮らし

第4節 施策の展開

1. お互いの理解を深める交流、啓発機会の充実

現状と課題

本市では、障がいへの理解を促進するため、障がいのある人との交流会や各種活動への参加、また、市の広報紙、ホームページ等による広報活動、人権学習、学校の文化的行事への参加等を通じて、様々な交流・啓発活動を実施しています。

ヒアリング調査結果では、以前に比べると社会全体で障がい者に対する意識が向上しているという意見がある一方で、アンケート調査の回答者では、日常生活において差別や偏見を感じるという人が約4割にのぼっています。地域や職場で障がいに対する理解が不十分という声が聞かれたり、なかには家族の無理解により支援を受けられず、つらい状況におかれている人もいます。

障がい特性の理解に関する啓発を進めるとともに、多様な交流機会を通じて、ともに地域に暮らす人として、知り合う機会が必要です。

取組内容

(1) 広報・啓発活動の推進

障がい種別によって異なる障がい特性を理解することで、障がい者に対して不要な混乱や不安を生じさせない接し方を学ぶ機会を提供します。

「障害者週間」や「人権週間」等に、多様な障がい者の姿を紹介することで、障がい者に対する偏見を払拭する機会とします。

バリアフリー、ユニバーサルデザインの情報提供と普及・啓発に努めます。

障がいのある人の生きづらさを知り、生活課題に寄り添うための学習機会を提供します。

(2) ともに生きる人づくりの推進

各種人権啓発イベント等を通じて、障がいの有無や世代を超えて様々な人々と交流することで、ノーマライゼーション理念の浸透を図ります。

小・中学校における総合的な学習の時間等を活用し、福祉教育を推進します。

子どもの頃から、日常の生活の中であたり前に障がいのある人と接することで、障がいをひとつの個性ととらえて、互いに尊重し合える意識を醸成します。

(3) ボランティア活動の推進

互いに支え合い、自分にできることをするといった相互支援活動から、手話や点訳等の専門的な活動まで多様なボランティア活動に関する情報提供や助成金の情報等、個人や団体の活動を視野に入れ幅広い活動支援を行います。

(4) 交流・ふれあいの場の充実

「わいわいサークル」や「つながりサロン」等の社会福祉協議会や各種団体が主催する行事への参加を促進、支援します。

身近な地域で、誰もが集える居場所づくりを住民主体で取り組める支援を行います。

(5) スポーツ・レクリエーション及び文化活動の推進

県内の障がい者・児がスポーツ競技を通じて、お互いの交流と親睦を深め、社会参加意欲の高揚と体力の維持増進を図り、障がい者（児）に対する理解と認識を深め交流を広げることを目的とする「兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会」への参加を促進します。

障がいのある人もない人も一緒に楽しめるイベントや障がい者団体の行うレクリエーション活動を支援します。

公共のスポーツ、文化施設等については、誰もが利用できるよう、参加しやすい施設づくりを推進します。

2. 生活支援サービスの充実

現状と課題

本市では、計画相談に基づき、一人ひとりの障がい者に必要とされる障がい福祉サービスを提供しています。

アンケート調査結果をみると、各種サービスを知らないという人が2～3割程度います。相談支援は概ね浸透していますが、平成30年度から新たに導入されるサービスもあることから、相談支援専門員が制度改正やサービス内容を熟知して、適切にサービスの利用に結びつけることが必要です。また、知的障がい者では、将来的に成年後見制度の利用が必要になると思う割合が約6割にのぼっており、権利擁護に対する取組も必要とされています。

サービス提供の現場では、障がいの多様化、重度化等による個別支援が増加している傾向ですが、職員が遠方の研修への参加は難しいため、市内での研修機会を希望する声が聞かれています。制度改正の理解やサービスの質の向上のために参加しやすい研修機会の提供が求められています。

取組内容

(1) サービス提供体制の整備

障がい程度区分の認定にあたっては、医師を含めた複数の委員からなる審査会を開催し、適正に障がい程度区分の認定を行います。

サービスの利用者が必要に応じて適切なサービスが受けられるように、相談支援の質の向上と人材の確保に努めます。

(2) 在宅・日中活動支援の充実

第4期障がい福祉計画期間におけるサービスの利用実績並びに利用ニーズと事業所の動向を踏まえて、第5期障がい福祉計画のサービス見込み量を設定します。利用ニーズの高いサービスについては、サービス事業所の基盤整備に努めます。

事業所の職員やボランティアを対象に、障がい特性の理解や介助技術に関する研修を実施します。

(3) 生活の場・地域活動の場の整備

地域活動支援センターにおける創作活動や生産活動の充実を支援するほか、身近な地域での住民主体の居場所づくりを促進します。

地域生活を送る障がい者がいつでも相談できるよう、土日や夜間等も含めた相談支援体制を検討します。

ピアサポーターの活用等、障がい者が相互に支え合える環境整備に努めます。
住宅の賃貸契約等における障がい者差別撤廃の啓発を推進します。

(4) 相談・情報提供の充実

分野横断的に相談に対応できる、「基幹相談支援センター」を設置して、包括的な相談支援体制を構築します。

相談支援事業所との連携を強化し、制度改正情報の周知徹底、相談支援専門員同士の情報交換の機会提供、研修の実施等により相談支援業務の質の向上に努めます。

困難事例の対応について、相談支援専門員や事業所からの相談に応じ、必要に応じて関係者を集めた事例検討会議を開催します。

障がい福祉サービスを網羅し、一覧できるパンフレット等を発行するとともに、市ホームページで情報を発信します。

情報の入手が困難な人のために、手話奉仕員や要約筆記者等の養成や登録者の研修に努めるとともに、点字や音声・手話通訳・要約筆記等による情報提供の充実を図ります。

市ホームページの作成においては、総務省のガイドラインに準拠した規格でサイトを構築し、情報アクセシビリティの向上に努めます。

障がい者向けの通知文書の作成にあたっては、障がい特性に配慮して文字情報に読み仮名を加えたり、送付封筒に点字テープを貼付するなど、理解しやすいように工夫します。

(5) 生活安定のための施策の充実

受給資格を有する障がい者が、障害年金や諸手当を受け取る手続きで困難を抱える場合、必要な支援を行います。

各種の税制上の優遇措置や利用者負担の償還制度、利用料の割引・減免等、各種経済的支援制度の周知に努めます。

(6) 権利擁護の推進

成年後見制度の活用や社会福祉協議会による日常生活自立支援事業を活用した福祉サービス利用援助などの権利擁護が適切に行われるよう、関係者と連携して支援に取り組みます。

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に関する広報・啓発活動を行うとともに、虐待の未然防止、一時保護に必要な対応、養護者に対する相談等の支援について、社会福祉協議会と連携しながら、引き続き施策の推進に取り組みます。

障がい者の権利擁護の視点に立って、厚生労働省の示した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及と活用に努めます。

障がいを理由とする、あらゆる差別の解消と、不当な差別的取り扱いの禁止、障がい者に対する必要かつ合理的な配慮の徹底を推進します。

3. 安心の生活を支える保健・医療体制の整備

現状と課題

新生児医療技術の向上により、超未熟児や先天的な疾病を持つ子どもの生存率が高くなっています。また、障がい者の加齢に伴い、有病率の上昇、障がいの重度化の傾向がみられています。一方で病院と診療所・訪問看護事業所等との連携による退院支援の取組が進むなど、在宅で医療的ケアを受けながら生活することが可能な環境が整いつつあります。こうしたことを背景に、日常的に医療的ケアを必要とする在宅の障がい者・児が増加しています。

医療的ケアを必要とする障がい者・児の支援には、病院、在宅診療医、訪問看護、訪問リハビリテーション、障がい福祉サービス事業所、保健所など、保健・医療・福祉それぞれの専門職がチームを組んで支援する体制が必要です。

発達障がい、高次脳機能障がいは、近年になってその障がい特性が知られるようになってきましたが、障がいに気づきにくい、専門家が少ないことなどにより支援体制は不十分です。

取組内容

(1) 保健・医療・福祉の連携

生活習慣病に起因する成人期の障がい発生を予防するために、基本健康診査や各種検診の受診率向上と診査結果に基づく指導の充実を図ります。

保育、学齢期の児童に対しては、保健・医療・福祉に加えて保育や就学環境の整備を行います。

看護する家族のレスパイトケアのための訪問看護、短期入所（ショートステイ）の基盤整備に努めます。

健康管理に不安のある障がい者に対して、保健師等の相談支援や生活習慣改善の助言等を行い、疾病の早期発見・早期治療に結びつけます。

発達障がい者支援センターなどの専門機関や専門医等との連携に向け、島内外の医療機関の連携体制の充実に努めます。

医療型短期入所施設が島内にないため、障がいのある方が利用しやすい環境の整備に努めます。

4. 自分らしくいきいきと育つ保育・療育・教育体制の充実

現状と課題

本市では、乳幼児健診と育児相談などを通じて、子どもの心身の発達・発育が気になる保護者を対象に、専門的な相談を行うとともに、「あそびの教室」を開催し、「遊び」を通じた発達の促し、保護者同士の交流機会、個別相談に対応しています。また、「発達支援ネットワーク会議」を設置し、保健・福祉・教育等が情報の共有を図ることで、ライフステージに応じた支援方策を検討し、障がいの発見から一貫した支援を行ってきました。

保育・教育現場では、特別な支援が必要とされる児童生徒が在籍する場合、保育士の加配、支援員の配置を行っており、必要に応じて看護師を配置しています。

障がい児が、その子どもなりの健やかな成長と発達を実現するには、乳幼児期からの一貫したきめ細かな支援・教育をそれぞれの状態や教育的ニーズに応じて行うことが重要です。また、「児童福祉法」の改正により、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築が求められており、平成30年度からは、障がい児支援のサービスが拡大することから、基盤整備と適切な提供体制が必要となっています。

取組内容

(1) 就学前療育・保育の充実

言語聴覚士、保育士などの専門家による療育を推進します。

障がいの有無にかかわらず、就学前の児童をともに保育する環境を充実させ、相互の理解を深め、年齢に応じた心身の発達を促します。

子どもの育てにくさを感じる保護者に対して、相談や助言で寄り添う支援を行います。

(2) 教育環境の充実

インクルーシブ教育システムの構築を目指して、通常の学級、通級による指導、特別支援学級等の多様な教育ニーズに対応できる学びの場を確保していきます。

どの学級にも特別な支援を要する児童生徒がいるという認識のもと、全ての教員が特別支援教育にあたることのできる指導体制を構築し、その専門性の向上を図ります。

各学校及び教育委員会は、特別支援学校のセンター的機能の活用をはじめ、医療・福祉・労働等の関係機関との連携の推進を図ります。

小・中学校においては、特別支援教育にかかわる校内委員会を設置し、対象者一人ひとりの教育的ニーズを把握するとともに、生活や学習上の困難を改善、克服するための教育支援を進めます。

自立支援協議会との連携強化を通じて、きめ細かな支援及びライフステージに応じた切れ目のないサポートを視野に入れた体制の充実に努めます。

就学前、小・中学校、特別支援学校、障がい児関連施設等において、きめ細かい教育相談に応じられるよう、体制の充実を図ります。

義務教育終了後の進路を見据え、各中学校において、関係機関との連携のもと、障がいのある生徒がその持てる能力を最大限に発揮できるよう支援します。

教員の専門知識や技術を高め、指導力及び資質の向上を図るため、また、教育相談・指導の質の向上のために、研修等の充実を図ります。

(3) 発達障がい児支援の充実

乳幼児健診と育児相談を通じて、子どもの心身の発達・発育が気になる保護者に対する、公認心理師、保健師、小児科医、言語聴覚士等による専門相談を充実します。

身近な地域において、発達状況に応じた支援が適切に受けられるよう、乳幼児健診や療育指導等の実施とともに、「発達支援ネットワーク会議」を活用し、保健・福祉・教育等の連携を図り、関係部局等それぞれが支援に必要な情報を共有化することにより、一貫した支援に努めます。

(4) 障がい児支援の強化

障がい児の成長にともなうライフステージの変化、成人後の生活を見据えて、長期的な視野に立って、成長段階に応じた目標設定による自立生活に向けた支援を行います。

障がいのある就学後の子どもの放課後や夏休み等の休日における活動場所の確保に努め、またそれにより、養護者の負担の軽減を図ります。

保育所へ訪問し児童の日常を直接観察することで、障がいの早期発見を図り、より適切な環境や支援の提供を図るため、「保育所等訪問支援事業」を推進します。

5. 働く喜びを感じることができる就労機会の拡大

現状と課題

全国的には、民間企業に雇用される障がい者数は、年々増加しています。国では、障がい者の雇用促進のために、障がい者雇用率制度を定めていますが、平成30年度から法定雇用率が引き上げられ、その算定基礎に精神障がい者が加えられることになりました。また、雇用障がい者が増加するにつれて、企業からの定着支援に関する相談が増加していることにより、定着支援の取組の重要性が高まっているとして、新たに就労定着支援サービスが創設されることになりました。

本市では、第4期計画の成果目標として掲げていた、一般就労への移行者数は目標を達成しましたが、就労移行支援事業の利用者数は目標を下回り、就労移行率が3割以上の事業所数も目標を達成できませんでした。就労移行支援事業所へのヒアリングによると、利用者とは就労先企業とのマッチングが難しい、障がい者、家族ともに一般就労よりも就労継続支援B型の福祉的就労を望む傾向が強くなっているなどの背景が聞かれました。

働くことは、経済的な安定だけでなく、仕事を通じて社会の役に立っているという自己肯定感の獲得や人間的な成長につながるものであることから、障がい者の個性や障がい特性を見極めて、丁寧なマッチング、労使双方へのきめ細かい継続的支援の実施などにより、障がい者の“働きたい”という欲求に応えていく必要があります。

雇用機会のさらなる充実を図るため、企業に対して雇用への理解を働きかけていくとともに、ハローワーク等の関係機関と連携した就労支援を行っていきます。また、一般就労だけでなく、ピアサポーター等の様々な就労形態を同時に広報・推進することにより、一般就労への足がかりを創出します。

ピアサポートに関しては、「当事者にしかできない」という側面が社会参加の意欲を培っているという声や、その姿が相談者の目標となり、地域移行への意欲を培うことに役立っているという声が上がっていました。相談者、サポーターがともに自己実現を図る足がかりを作ることのできる制度として今後も支援、拡充に努めます。

取組内容

(1) 雇用の場の拡大

ハローワーク洲本、淡路障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、市内企業に対する、障がい者雇用促進の啓発を進めます。

本市が行う、物品・役務の調達に際して、就労支援事業所への優先発注の拡大に努めます。市職員の採用については、法定雇用率確保はもとより、他の公的部門についても障がいの

ある人の雇用拡大に努めます。

ピアサポーター等の多様な就労形態による活動を支援します。

(2) 総合的な雇用・就業支援施策の充実

就労促進と職場での定着を図るために、職場適応援助者（ジョブコーチ）等の制度の周知と利用の促進を図ります。

企業等において雇用差別等障がい理由とした人権の侵害を受けることがないよう、適切な処置を講じます。

淡路障害者就業・生活支援センターと連携して、企業の雇用管理責任者等に対して障がい特性を理解する研修や、障がい者に対する合理的配慮の啓発、障がい者雇用の事例紹介などを行うことで、障がい者を雇用するにあたっての企業側の不安を軽減し、受け入れ体制の整備に結びつけます。

事業主等に対して、障がい者雇用に関する助成金等の支援制度の情報提供と活用の支援を行います。

6. 安心して快適に暮らせるまちづくりの推進

現状と課題

本市は、阪神・淡路大震災の震源地であり、台風による大きな被害に見舞われた経験もあります。障がい者の多くは、自然災害が発生した際には、障がい特性に応じた避難の支援や避難所の生活への配慮が必要です。

災害が起きた場合に適切な行動をとるためには、普段からの避難方法の周知や情報伝達体制を整備しておくことが必要であることから、障がいのある人にとっては、身近な地域の協力による救援体制や安否確認のつながりなど、災害に強い地域づくりが必要となります。

また、地域の中で生活するため、その拠点となる住宅環境の整備・改善や道路、交通、公共施設等のバリアフリー化について、全ての人々が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方に基づく環境整備が必要です。

公共交通機関が少ない淡路島の地域特性として、移動手段の確保は、障がい者の就労や日中活動にとって欠かせない要素です。

取組内容

(1) 防犯・防災対策の充実

災害等の緊急時に対応することができるよう、防災ガイドの配布等による知識の普及啓発に努めます。また、視覚障がい者に対しては音声等の通信機器の活用、聴覚障がい者に対しては文字情報による情報提供を図ります。

地域における要援護者の把握と災害時要援護者名簿への登録を促進します。

全ての住民が安全に避難できるよう、避難経路・避難場所の確保と整備、緊急時を想定して障がい者が参加する避難訓練の実施に努めます。

障がい特性に配慮した避難所が開設できるよう、関係機関との事前協議を行い、協定等の締結を目指します。

災害・緊急時の避難場所に指定される公共施設のバリアフリー化については障がいのある人の利用に配慮した整備に努めます。

民生児童委員、民生協力委員、町内会、ボランティア、消防団、地域包括支援センター、社会福祉協議会等との連携を密にし、防犯や防災に強い地域づくりを推進します。

市民一人ひとりが隣人・地域等と協力し、「地域の安全は地域で守る」自主防災組織の組織化を進め、いざというときに助け合い、自主的な防災活動が行えるように連携の強化を促進します。

(2) 住環境の整備

新たに設けられる公共施設については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や兵庫県の「福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー化を推進します。民間事業者等に対して、バリアフリー、ユニバーサルデザインへの配慮の啓発を推進します。

(3) 道路交通環境の整備

コミュニティバス、デマンド交通による移動手段の確保を推進します。

リフト付き車両、ストレッチャー装着車等の移送用車両で利用者の居宅と医療機関との間を送迎する外出支援サービスを引き続き実施します。

第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第1節 第4期障がい福祉計画における成果指標の達成状況

第4期計画における成果指標の達成状況と評価は以下の通りです。

1. 福祉施設から地域生活への移行促進

項目		目標値	実績
【基準値】平成25年度末時点の施設入所者数			79人
【見込み】目標年度(平成29年度末)の施設入所者数(4%以上削減)		75人	71人
国の指針	地域生活移行率(12%以上移行)	移行数	4人
		移行率	5.1%
	入所者数削減割合(4%以上削減)	削減数	8人
		削減割合	10.1%

現状評価

国の基本指針に基づき、地域移行支援対象者のニーズに合わせた取組を進めてきましたが、バリアフリーに対応した住宅の確保や、緊急時の相談支援体制などの課題があり、移行実績は目標値を超えていません。今後も引き続き、訪問系サービスや権利擁護支援の充実を図りながら地域移行や、地域移行を見据えた自立訓練のサービス提供に努めます。

2. 地域生活支援拠点等の整備

項目	目標値	実績
障がいのある人の地域生活支援拠点の整備	1か所(淡路圏域)	0か所(淡路圏域)

現状評価

国の基本指針に基づき、圏域での設置を目標に掲げましたが、計画相談の100%実施を優先課題としてきたため整備が進んでおらず、第5期計画においても継続して成果目標を維持します。

なお、全国的にも整備が進んでいないことに鑑み、国においても平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本としています。

3. 福祉施設から一般就労への移行促進

項目		目標値	実績
【基準値】平成 24 年度の一般就労への移行実績			0 人
(国の指針)平成 29 年度に基準値の 2 倍以上増加	年間一般就労移行者数	1 人	4 人
	移行率	-	-
【基準値】平成 25 年度末における就労移行支援事業利用者数		15 人	15 人
(国の指針)平成29年度末に基準値の6割以上増加	就労移行支援事業利用者数	24 人	12 人
	増加率	60.0%	20.0%
平成 29 年度末において就労移行率が 3 割以上の事業所割合が 5 割以上	事業所数	1 か所	0 か所
	事業所割合	50.0%	0.0%

現状評価

民間企業等の障がい者理解・雇用が進んでおり、一般就労移行者数は目標値を超えていますが、就労移行支援事業利用者数は目標に達しておらず、就労移行率が 3 割以上の事業所もない状態です。障がい特性上、労使のニーズがマッチせず、就労に結びつかないケースもあります。

また、公共交通機関が少ない本市においては、自動車や自転車に乗れない障がい者にとって、就労範囲が限定されるなど、通勤手段の確保が障壁となっています。

第2節 障がい福祉サービス等の利用状況

1. 自立支援給付

(1) 訪問系サービスの利用状況

訪問系サービスをみると、「居宅介護」は利用人数、利用時間ともに見込みをやや上回っています。

「重度訪問介護」では、利用人数は見込み通りとなっていますが、利用時間は見込みを上回っています。

「同行援護」「行動援護」については、平成27年度から平成29年度にかけて、利用時間が見込みを上回る実績となっています。

「重度障害者等包括支援」については、平成27年度から平成29年度にかけての利用実績は0件となっています。

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間/月	910	886	926	834	941	948
	人/月	58	61	59	60	60	61
重度訪問介護	時間/月	75	0	75	104	75	106
	人/月	1	0	1	1	1	1
同行援護	時間/月	65	154	65	110	65	201
	人/月	7	10	7	12	7	12
行動援護	時間/月	5	10	5	2	5	9
	人/月	1	1	1	1	1	3
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービスの利用状況

日中活動系サービスをみると、「短期入所」については、平成27年度から平成29年度にかけて、利用人数は見込みを下回る実績となっていますが、利用日数は見込みを上回っています。1回あたりの利用日数の長期化がうかがえます。

「生活介護」「自立訓練(生活訓練)」「就労移行支援」については、平成27年度から平成29年度にかけて、利用日数、利用人数ともに見込みを下回る実績となっています。なかでも「就労移行支援」は、大幅に下回っています。

「自立訓練(機能訓練)」については、平成27年度から平成29年度にかけて利用人数・回数が見込みを上回っています。

「就労継続支援A型」については、平成27年度から平成29年度にかけて、利用人数が見込みを上回る実績となっています。利用回数は、平成27年度、平成28年度に見込みを上回りましたが、平成29年度は見込みと同程度となっています。

「就労継続支援B型」については、利用人数は見込みを上回っていますが、利用日数では見込みを下回っています。

「療養介護」については、概ね見込み通りとなっています。

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
短期入所	人日/月	78	111	82	115	88	101
	人/月	16	14	17	14	18	9
生活介護	人日/月	2,860	2,879	2,876	2,743	2,936	2,614
	人/月	176	169	178	161	182	155
自立訓練(機能訓練)	人日/月	22	25	22	60	44	67
	人/月	1	2	1	3	2	3
自立訓練(生活訓練)	人日/月	244	171	275	153	290	155
	人/月	16	11	18	9	19	10
就労移行支援	人日/月	314	156	393	167	471	110
	人/月	16	12	20	12	24	9
就労継続支援A型	人日/月	140	189	160	197	180	175
	人/月	7	10	8	10	9	10
就労継続支援B型	人日/月	2,201	1,997	2,252	2,161	2,304	2,150
	人/月	128	133	131	143	134	152
療養介護	人/月	7	7	7	6	7	6

(3) 居住系サービスの利用状況

居住系サービスをみると、「共同生活援助」については、平成27年度から平成29年度にかけて見込みを上回る実績となっています。「施設入所支援」については、平成27年度から平成29年度にかけて、見込みを下回る実績となっています。

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
共同生活援助	人/月	51	54	53	56	55	57
施設入所支援	人/月	76	71	76	71	75	71

(4) 相談支援の利用状況

「計画相談支援」については、平成24年度から原則として全ての障がい福祉サービス等を利用する人について、指定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画の作成(指定相談支援事業者が作成する計画に代えて、セルフプランを作成することも可)が必要となりました。実績については、平成27年度から平成29年度にかけて見込みを下回りましたが、利用者ニーズの丁寧な聞き取りと適切な計画の作成を実施しています。

「地域移行支援」と「地域定着支援」の実績については、平成27年度から平成29年度にかけて見込みを下回っています。

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
計画相談支援	人/月	102	63	104	58	112	41
地域移行支援	人/月	5	1	5	1	6	1
地域定着支援	人/月	10	6	10	5	11	5

2. 障がいのある児童への支援の利用状況

「児童発達支援」の利用人数については横ばいですが、見込みを下回っています。

「放課後等デイサービス」については、平成27年度から平成29年度にかけて、利用日数、利用人数ともに見込みを上回る実績となり、利用ニーズが高いことがうかがえます。

「保育所等訪問支援」については、利用実績が平成27年度から平成29年度まで実績がありませんでした。

「障害児相談支援」については、平成27年度から平成29年度にかけて見込みを下回る実績となっています。

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
児童発達支援	人日/月	135	76	141	70	149	74
	人/月	33	23	36	15	40	18
放課後等デイサービス	人日/月	147	208	151	275	155	299
	人/月	38	42	39	48	40	58
保育所等訪問支援	人日/月	4	0	8	0	10	0
	人/月	1	0	3	0	5	0
障害児相談支援	人/月	31	13	33	12	34	12

3. 地域生活支援事業の利用状況

【必須事業】

(1) 理解促進研修・啓発事業

「理解促進研修・啓発事業」については、平成27年度の実施はありませんでしたが、平成28年度には「高次脳機能障害研修」、平成29年度には「知的障害者体験研修」を、自立支援協議会（3市合同）で実施しました。

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	無	有	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

淡路圏域3市共同事業として、ボランティア団体活動等への支援事業を実施しています。

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

(3) 相談支援事業

「障害者相談支援事業」は、平成27年度から平成29年度にかけて、見込み通りの実績となっています。「基幹相談支援センター」については、引き続き検討課題となっています。

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
障害者相談支援事業	か所	5	5	5	5	5	5
基幹相談支援センター	設置の有無	検討	無	検討	無	検討	無
相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

(4) 成年後見制度利用支援事業

「成年後見制度利用支援事業」の利用実績はありませんでした。

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	0	2	0	3	0

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

「成年後見制度法人後見支援事業」の利用実績はありませんでした。

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
成年後見制度法人後見支援事業	件/年	0	0	0	0	0	0

(6) 意思疎通支援事業

「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」については、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて、見込みを下回る実績となっています。

「手話通訳者設置事業」については、平成 28 年度以降、人員配置が減少しました。

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
手話通訳者派遣事業	件/年		47		76		71
要約筆記者派遣事業	件/年	125	11	125	19	125	13
派遣事業合計	件/年		58		95		84
手話通訳者設置事業	人/年	3	3	3	2	3	2

(7) 日常生活用具給付等事業

「日常生活用具給付等事業」については、平成29年度では「介護・訓練支援用具」「在宅療養等支援用具」は見込みを上回る実績、「自立生活支援用具」「情報・意思疎通支援用具」「排せつ管理支援用具」「居宅生活動作補助用具(住宅改修費)」は見込みを下回る実績となっています。

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
介護・訓練支援用具	件/年	2	6	2	3	2	3
自立生活支援用具	件/年	15	6	15	7	15	6
在宅療養等支援用具	件/年	3	4	3	7	4	11
情報・意思疎通支援用具	件/年	13	13	14	13	15	11
排せつ管理支援用具	件/年	1,267	1,148	1,305	980	1,342	1,070
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	1	1	1	1	1	0

(8) 手話奉仕員養成研修事業

「手話奉仕員養成研修事業」は、平成27年度は見込みを大きく下回っていたのが、平成28年度には見込みを上回ったものの、平成29年度には見込みより少なくなりました。

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
手話奉仕員 養成研修事業	人/年	20	9	22	24	23	17

(9) 移動支援事業

「移動支援事業」については、平成27年度から平成29年度にかけて、利用者数、利用時間数ともに見込みを上回る実績となっています。

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
移動支援事業	人/年	48	56	48	62	50	66
	時間/年	4,304	4,816	4,304	4,669	4,347	4,811

(10) 地域活動支援センター事業

「地域活動支援センター事業(市内)」の利用者数については、平成28年度から平成29年度にかけて、見込みを下回る実績となっています。

「地域活動支援センター事業(市外)」の利用者数については、平成27年度から平成29年度にかけて、見込みを下回る実績となっています。

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
地域活動支援センター(市内)	か所	1	1	1	1	1	1
	人/年	31	31	33	22	38	24
地域活動支援センター(市外)	か所	1	2	1	2	1	2
	人/年	48	41	48	47	50	48

【任意事業】

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		実績	実績	実績(見込み)
日中一時支援事業	人/年	8	14	9
	回/年	12	8	12
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	回/年	3	3	3
	人/年	219	211	203
生活訓練等事業	回/年	10	9	9
	人/年	312	272	294
視覚障害者歩行訓練事業	人/年	0	1	1
	時間/年	0	2	5
自動車運転免許取得・改造助成事業	人/年	1	1	2
訪問入浴サービス事業	人/年	0	0	0

4. 市単独事業の実施状況

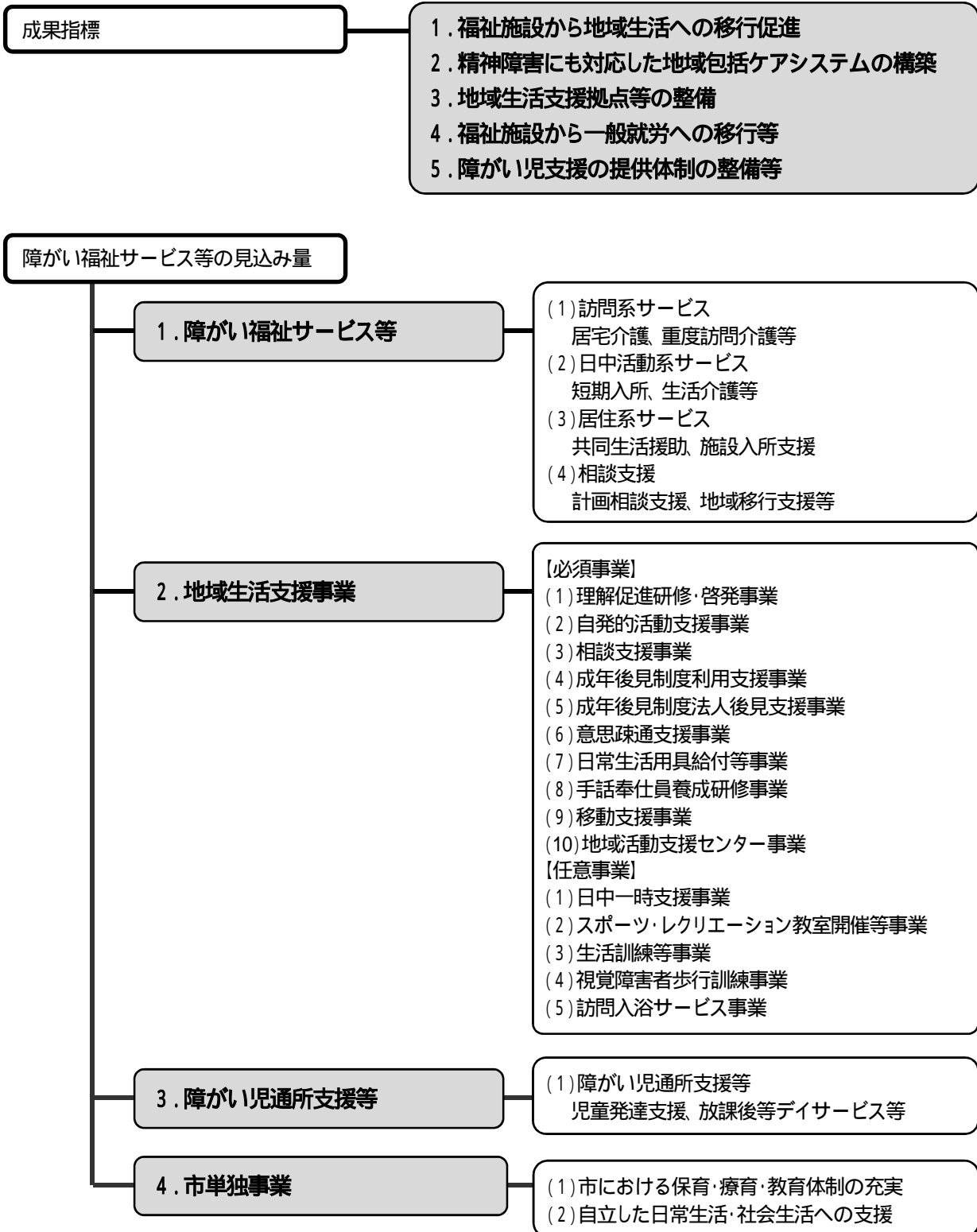
(1) 市における保育・療育・教育体制の充実

淡路市では、現行の障がい福祉サービスに加えて、市単独の取組を実施することで、よりよいサービスの充実を図っています。

内容

取組	内容
療育事業	心身障がい児・発達障がい児等支援を要する児童と家族を対象に、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士などの専門職による療育教室、研修会等を実施し、障がい児等が将来自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう支援しています。
特別支援教育の推進	インクルーシブ教育の充実に向けて、支援が必要とされる児童生徒が在籍する学校に支援員等を配置し、児童生徒に応じたきめ細かな指導が受けられる体制を構築しています。また、教育センターを拠点に、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実に取り組んでいます。さらにサポートファイルを活用し、医療・福祉等の関係機関との連携を密にしていくとともに、就学に関する支援体制の整備を推進しています。
保育所等における取組	障がいにより特別な支援を要する児童が通園する保育所等について、保育士を加配するとともに、医療的ケアが必要な児童には看護師を配置しています。 保育する環境を充実させ、心身の発達を促しながら社会生活に必要な基礎能力を養成します。また、相談支援専門員、担当の保育士、保健師、障がい担当、関係事業所や保護者などが集まり、ケース会議を開催することで連携を推進し、情報共有を図ることで、きめ細やかな支援体制を構築しています。
障がい児への切れ目のない支援	障がいのある児童が、保育所から小学校への入学時、また中学校への進学時に、関係機関が連携し、ライフステージに応じた切れ目のないサポートを視野に入れた体制の充実に取り組んでいます。

第3節 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の事業体系



第4節 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果指標

本計画では、国の基本指針に示された成果指標を以下の通り設定しています。

1. 福祉施設から地域生活への移行促進

国の基本指針

(施設入所者の地域生活移行者数に関する目標について)

平成 32 年度末時点で、平成 28 年度末の施設入所者数の 9 % 以上が地域生活へ移行することを基本とする。ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画で定めた平成 29 年度末までの移行実績が達成されないと見込まれる場合は、新しい計画を定める際には、平成 29 年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。

(施設入所者数の削減に関する目標について)

平成 32 年度末時点の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2 % 以上削減することを基本とする。ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画で定めた平成 29 年度末までの実績が達成されないと見込まれる場合は、新しい計画を定める際には、平成 29 年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。

目標値設定の考え方

本市では、国の基本指針を踏まえ、平成 28 年度末時点の施設入所者 71 人のうち 7 人(9.9%)が地域生活へ移行すると見込みます。

また、施設入所者の 2 人(2.8%)を削減することを見込みます。

目標値

項目		数値
平成 28 年度末時点の施設入所者数		71 人
目標年度(平成 32 年度末)の施設入所者数		69 人
平成 32 年度までの目標値	地域生活移行数	7 人
	移行率	9.9%
	削減見込み	2 人
	削減割合	2.8%

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が中心となり、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるように、平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場(例：市町村(自立支援)協議会、専門部会など)を設置することを原則として設定する。

目標値設定の考え方

国の基本指針を踏まえ、本市では、地域生活支援拠点の整備に合わせて、圏域で協議の場を設置することを検討します。市の担当者等が協議の場に参加することにより、情報共有や連携を行う体制を確保します。

目標値

項目	
保健・医療・福祉関係者による協議の場	有(淡路圏域)

3. 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等を平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

目標値設定の考え方

国の基本指針を踏まえ、本市では、圏域での整備について検討します。

目標値

項目	数値
障がいのある人の地域生活支援拠点の整備	1 か所(淡路圏域)

4. 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針

(就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標について)

平成 32 年度末までに平成 28 年度実績の 1.5 倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画で定めた平成 29 年度末までの移行実績が達成されないと見込まれる場合は、新しい計画を定める際には、平成 29 年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。

(就労移行支援の利用者数に関する目標について)

福祉施設から一般就労への移行の推進のため、平成 32 年度末における利用者数(サービス等利用計画案を踏まえて、アセスメント期間(暫定支給決定期間)を設定し、利用者の最終的な意向確認の上、就労移行支援の利用が適していると判断された者)が、平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを目指す。

ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画で定めた平成 29 年度末までの利用者数の割合の実績が達成されないと見込まれる場合は、新しい計画を定める際には、平成 29 年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。

(就労移行支援の事業所ごとの移行率に関する目標について)

就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を、平成32年度末までに全体の5割以上とすることを目指す。

(就労定着支援による職場定着率に関する目標について)

各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%とすることを基本とする。

目標値設定の考え方

本市では、国の基本指針を踏まえ、平成28年度の一般就労への移行者数の1.5倍以上の移行実績を達成することを目標とします。

また、福祉施設から一般就労への移行推進のため、就労移行支援の利用者数を平成28年度末における利用者数から2割以上増加することを目標とします。

なお、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を、全体の5割以上とする目標については、市内事業所の利用者数が減少傾向にあるため、国が定める目標を達成することが困難な状況にあります。

目標値

項目		数値
平成28年度の一般就労への移行実績		3人
一般就労への移行目標値(平成32年度)	年間一般就労移行者数	5人
	増加割合	66.7%
平成28年度末における就労移行支援事業利用者数		10人
就労移行支援事業利用者数目標値(平成32年度)	就労移行支援事業利用者数	12人
	増加割合	20.0%
平成32年度末において就労移行率が3割以上の事業所割合	事業所数	1か所
	就労移行率3割以上の割合	0.0%
就労定着支援目標値	各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率80%	

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針

(障害児に対する重層的な地域支援体制の構築について)

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとする。

地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村(又は圏域)に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度末

までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

(医療的ニーズへの対応について)

重症心身障害児が身近な地域で支援が受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で確保することもできるものとする。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県の関与の下、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとする。

目標値設定の考え方

保育所等訪問支援については、既に市内でサービスを提供している事業所があり、今後もサービスの利用を推進します。

児童発達支援センター、重症心身障害児に対応した児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、現在地域に該当するような事業所が無いため、事業所の確保も含めて検討します。

医療的ケア児支援のための協議の場の設置については、基幹相談支援センターを中心に体制を構築できるよう検討します。

目標値

項目	数値
児童発達支援センターの設置	1カ所
保育所等訪問支援体制の構築	有
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	有
医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置(平成30年度末まで)	有

第5節 障がい福祉サービス等の見込み量

1. 障がい福祉サービス等

(1) 訪問系サービス

内容

サービス名	内容
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅での入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がいのある人もしくは、精神障がいにより行動上著しい困難を有し常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護と外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

推計方法

近年のサービス利用者の増加傾向に基づいて今後の利用者数を推計し、平成27年度からの利用実績から求めた一人あたりの利用時間を乗じて、見込み量を算出しています。

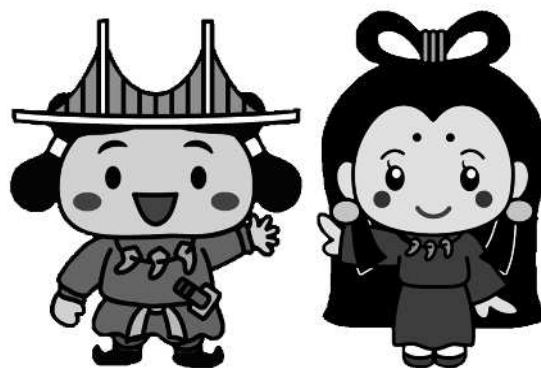
見込み量

サービス名		平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護(ホームヘルプ)	時間/月	948	1,140	1,200	1,250
	人/月	61	61	62	65
重度訪問介護	時間/月	106	110	110	115
	人/月	1	1	1	1
同行援護	時間/月	201	210	210	230
	人/月	12	14	15	16
行動援護	時間/月	9	10	12	10
	人/月	3	3	4	3
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
【合計】	時間/月	1,264	1,470	1,532	1,605
	人/月	77	79	82	85

確保策

訪問系サービスについては、障がいのある人の地域での生活を支える上で必要不可欠なサービスです。そのため、ヘルパー等の人材確保や育成とともに、障がい福祉サービス事業所の参入を働きかけるとともに、サービス提供体制の強化を進めます。

- 同行援護、行動援護については、従事者要件等に係る養成研修などの必要な情報を事業者へ提供するとともに、研修等への積極的な受講について依頼するなど、研修機会の確保に努めます。また、利用者が継続して利用できるように、事業所と連携しながら支援します。
- 施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を見据え、障がい者一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保に努めます。



(2) 日中活動系サービス

内容

サービス名	内容
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などのため、短期間入所し、夜間も含め施設等で入浴、排せつ、食事などの介護等を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型 = 雇用型・B型 = 非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

推計方法

近年のサービス利用者の推移に基づいて今後の利用者数を推計し、平成27年度からの利用実績より求めた一人あたりの平均利用時間に乗じて、見込み量を算出しています。生活介護や就労継続支援B型の利用実績が増加傾向にあり、これらのニーズに対応した見込み量を設定するとともに、必要な日中活動系サービスの充実を図ります。就労移行支援については、利用者の推移に基づいて見込み量を算出しているため減少傾向ですが、一般就労への移行促進を図る観点から、引き続きサービスの充実を図ります。

見込み量

サービス名		平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
短期入所	人日/月	101	108	113	120
	人/月	9	10	11	15
生活介護	人日/月	2,614	2,700	2,800	2,850
	人/月	155	160	162	170
自立訓練(機能訓練)	人日/月	67	60	60	60
	人/月	3	3	3	3
自立訓練(生活訓練)	人日/月	155	160	160	160
	人/月	10	10	10	10

サービス名		平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労移行支援	人日/月	110	108	84	84
	人/月	9	8	7	7
就労継続支援 A 型	人日/月	175	180	190	187
	人/月	10	9	10	10
就労継続支援 B 型	人日/月	2,150	2,200	2,300	2,350
	人/月	152	157	160	162
就労定着支援	人/月		1	2	3
療養介護	人/月	6	6	7	7

確保策

日中活動系サービスは、身近な地域での日常生活支援や就労などを目指した訓練、地域における社会参加の機会として重要なサービスです。障がい者が身近な地域で必要なサービスを利用できるよう、サービスの提供体制の整備に努めます。

特別支援学校の卒業生が身近な場所でニーズに応じたサービスを受けることができるよう、特別支援学校、相談支援事業所や地域の関係機関との連携を強化し、卒業生の進路の確保に努めます。また、障がいのある人の特性に合わせた適切な就労移行が行えるよう、就労評価の検討に必要な就労支援のアセスメントツールを圏域内で検討し、関係機関と連携しながら体制の整備を進めます。

一般就労等を希望する障がいのある人に対しては、相談支援事業等を活用し、適切なサービスを利用することで、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。

就労系事業所と連携し、民間企業等への障がい者雇用の理解と協力を求め、障がいのある人の就労に向けた職場実習の確保に努めます。

利用者が増加傾向にある就労継続支援 B 型の利用枠の確保を図るため、関係機関への働きかけを進めます。

就労系事業所で就労する障がい者等の自立の促進に資するため、本市が行う物品及び役務の調達に際し、優先発注の推進を図るとともに、公共施設等での授産品の紹介コーナー設置や販売促進に努めます。

サービス提供事業者等への働きかけを行い、サービスの提供体制の充実を図るとともに、事業者に対して広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入促進を図ります。



(3) 居住系サービス

内容

サービス名	内容
共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、食事などの生活面、金銭管理、体調変化などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

推計方法

近年のサービス利用者の増加傾向に基づいて今後の利用者数を推計し、見込み量を算出しています。加えて、地域移行によるニーズの増加見込みを加算しています。

見込み量

サービス名		平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
共同生活援助	人/月	57	58	60	60
施設入所支援	人/月	71	71	71	71
自立生活援助	人/月		0	1	1

確保策

共同生活援助(グループホーム)は、障がいのある人が地域の中で必要な支援を受けながら暮らす生活の場として、整備の必要性が高いサービスです。また、施設入所者や入院中の障がいのある人の地域移行後の住まいの場の一つとして、介護者の高齢化による介護力低下などを背景に、共同生活援助(グループホーム)の需要は高まっています。個々のニーズの把握に努め、サービス提供事業者との連携によりサービス提供を促進します。事業者による共同生活援助(グループホーム)の参入促進に努め、身近な地域で利用者のニーズに応じた居住の場の確保を図ります。

(4) 相談支援

内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がいのある人などを対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

推計方法

計画相談支援については、全ての障がい福祉サービス利用者が対象となることを踏まえて見込みます。加えて、地域移行によるニーズの増加見込みを加算しています。

見込み量

サービス名		平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	人/月	41	45	60	60
地域移行支援	人/月	1	1	1	1
地域定着支援	人/月	5	6	7	7

確保策

全ての障がい福祉サービス利用者にサービス等利用計画の作成が必要となったことから、利用者のニーズの丁寧な聞き取りと適切な計画の作成、継続したモニタリングの実施ができるように支援していきます。また、淡路障害者自立支援協議会の相談支援部会と連携し、相談支援の質の向上を図り、担い手の育成と確保に努めます。

施設または入院から地域への生活を希望する障がいのある人に対し、相談支援事業者、県健康福祉事務所、施設や医療機関等の地域における関係機関との連携を強化し、地域生活への移行促進を図ります。

2. 地域生活支援事業

【必須事業】

(1) 理解促進研修・啓発事業

内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

見込み量

サービス名		平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有

確保策

地域における障がいのある人の生きづらさを解消し、共生の社会づくりを推進するため、地域住民への理解を求めていくことが大切であることから、講演会等を通じて住民理解を深めるとともに、啓発活動を行います。また、淡路圏域での取組を推進し、機会を増やすことにも努めます。

(2) 自発的活動支援事業

内容

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など)を支援します。

見込み量

サービス名		平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有

確保策

淡路圏域3市共同事業として、引き続きボランティア団体活動等への支援事業を実施していきます。

(3) 相談支援事業

内容

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障がいのある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行支援や地域における生活を支援します。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による公営住宅及び民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。

見込み量

サービス名		平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者相談支援事業	か所	5	5	5	5
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	有
相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無

確保策

今後、重度の障がいのある人の地域生活の増加や、障がい者及び介護者の高齢化、施設や病院からの地域移行などから、相談内容も多様化することが予測されます。今後、さらに相談支援事業所の役割が重要となることから、引き続き事業内容の周知を図るとともに、関係機関と連携し相談支援体制の充実を図ります。

障がいの状況や特性に対応できるよう、相談員の質の向上を図り、担い手の育成と確保に努めます。

基幹相談支援センターについては、国の基本指針に基づく地域生活支援拠点の整備に合わせて設置を検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

内容

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用について必要となる経費の全てまたは一部について補助を行います。

見込み量

サービス名		平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	0	1	1	1

確保策

継続して成年後見制度利用支援事業を行い、障がいのある人にとって必要な援助として権利擁護の取組を推進しつつ、制度の周知を図っていきます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

内容

サービス名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

見込み量

サービス名		平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無

確保策

事業所との連携を推進し、法人後見制度の実施を検討していきます。

(6) 意思疎通支援事業

内容

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、または聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とのコミュニケーションをとるため、手話通訳者を市役所の窓口に設置します。

見込み量

サービス名		平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	84	90	90	90
手話通訳者設置事業	人/年	2	2	2	2

確保策

意思疎通支援事業は、淡路圏域3市共同の委託事業として実施しており、今後も継続して実施していきます。

市が主催する研修や講演会等で、聴覚障がいのある人が参加しやすいよう手話通訳者の派遣に努めます。また中途障がい者や高齢者等を対象とした要約筆記者の派遣に努めます。また、事業の周知及び人材の確保と派遣体制の充実についても支援していきます。

(7) 日常生活用具給付等事業

内容

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ、収尿器等
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

見込み量

サービス名		平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護・訓練支援用具	件/年	3	4	4	4
自立生活支援用具	件/年	6	6	6	6
在宅療養等支援用具	件/年	11	7	7	7
情報・意思疎通支援用具	件/年	11	12	12	12
排せつ管理支援用具	件/年	1,070	1,066	1,066	1,066
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	0	1	1	1
【合計】	件/年	1,101	1,096	1,096	1,096

確保策

制度の周知及び利用促進を図るとともに、障がいのある人が生活の質の向上を図ることができるように継続して支援していきます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

内容

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進のため、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

見込み量

サービス名		平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	17	17	17	17

確保策

意思疎通支援事業は、淡路圏域 3 市共同の委託事業として実施しており、今後も継続して実施していきます。

聴覚に障がいのある人等が自立した生活を送れるよう、地域における交流活動等の支援者として、日常会話程度の手話表現技術を持つ手話奉仕員の養成研修を実施します。

(9) 移動支援事業

内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人等のために、外出のための移動支援を行うことで、地域における自立生活や社会参加を促します。

見込み量

サービス名		平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移動支援事業	人/年	66	68	68	68
	時間/年	4,811	5,029	5,029	5,029

確保策

障がいのある人の地域における自立生活や社会参加を促進する事業として重要であり、利用人数、利用量ともに増加することが見込まれることから、サービス提供事業者の確保に努めます。

(10) 地域活動支援センター事業

内容

サービス名	内容
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて、障がいのある人等を対象に、創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、地域生活での支援や社会との交流の促進等を図ります。

見込み量

サービス名		平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域活動支援センター (市内)	か所	1	1	1	1
	人/年	24	26	26	26
地域活動支援センター (市外)	か所	2	2	2	2
	人/年	48	45	45	45

確保策

利用者の状況に応じた多様なサービス提供の確保を図ります。

【任意事業】

(1) 日中一時支援事業

内容

サービス名	内容
日中一時支援事業	障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として事業を実施します。

確保策及び今後の方向性

今後、利用者の増加が見込まれるため、事業所と連携し、サービス提供体制の充実を図り、引き続き事業を実施することで、介護者の負担軽減に努めます。

(2) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

内容

サービス名	内容
スポーツ・レクリエーション教室 開催等事業	スポーツ・文化芸術活動の開催を通じて、当事者の社会参加を促進します。

確保策及び今後の方向性

今後も継続して障がい者スポーツの普及と交流に努めつつ、障がい者スポーツや文化芸術活動等に触れる機会をより広く提供し、社会参加を促進していきます。

(3) 生活訓練等事業

内容

サービス名	内容
生活訓練等事業	淡路市では障がい者の「社会生活教室」を通して、自立に向けた講座や相談を実施することで、地域生活支援の促進を図ります。

確保策及び今後の方向性

事業所と連携し、引き続き事業を実施していきます。

(4) 視覚障害者歩行訓練事業

内容

サービス名	内容
視覚障害者歩行訓練事業	視覚障がい者（中途失明者）に対し、一定期間、専門の歩行訓練士による歩行訓練及び訓練に必要な助言・指導を行う事業です。

確保策及び今後の方向性

事業所と連携し、引き続き事業を実施していきます。

(5) 訪問入浴サービス事業

内容

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、身体障がいのある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。

確保策及び今後の方向性

事業所と連携し、引き続き事業を実施していきます。

3. 障がい児通所支援等

(1) 障がい児通所支援等

内容

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	肢体に障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある児童の放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある児童（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等の発達支援を行います。
障害児相談支援	サービスを利用する児童に、支給決定または支給決定の変更前に障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケアと福祉の知識を有して、福祉、医療、保健、教育等の各分野の関係機関等による支援を行うコーディネーターを配置します。
教育と福祉の協議の場の設置 (兵庫県独自項目)	障がいのある児童への支援を実施する際に、教育現場と福祉現場の相互理解を深め、有効的かつ総合的に支援を行うための協議の場を設置します。
障害児の相談窓口の設置 (兵庫県独自項目)	障がい児を支援する機関は、保健、医療、障がい福祉、保育、教育など多岐に渡るため、障がい児（の保護者）から相談があった場合に、総合的に対応できる窓口を設置します。

推計方法

児童発達支援・保育所等訪問支援・障害児相談支援については、平成 27 年度からの利用実績を踏まえて見込みます。

放課後等デイサービスについては、平成 27 年度からの利用実績が増加していることを踏まえ、これらのニーズに対応できるよう見込みます。

見込み量

サービス名		平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	人日/月	74	78	84	88
	人/月	18	20	21	22
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日/月	299	396	402	420
	人/月	58	66	67	70
保育所等訪問支援	人日/月	0	0	2	2
	人/月	0	0	1	2
居宅訪問型児童発達支援	人日/月		0	0	1
	人/月		0	0	1
障害児相談支援	人/月	12	13	14	16
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人		0	0	1
教育と福祉の協議の場の設置	設置=1		1	1	1
障害児の相談窓口の設置	設置=1		0	0	1

確保策

児童を支援する他機関（保育、教育など）との連携を図りながら利用ニーズを把握し、サービス必要量の確保に努めます。

支援を必要とする児童が、身近な地域で適切に療育を受けられる場を確保するための整備を推進します。また、関係機関が連携して情報を共有し、障がいのある児童を療育する家庭をサポートします。

相談支援専門員が個別のケースに即したマネジメントを実施できるよう、支援体制の強化に努めます。

（事業所指定に関する総量規制の導入について）

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、利用者が市の計画に定める各年度の延利用者数に達したと判明した以降、兵庫県は事業所等の指定をしません。

4. 市単独事業

淡路市では、現行の障がい福祉サービスに加えて、市単独の取組を実施することで、よりよいサービスの充実を図っていきます。

(1) 市における保育・療育・教育体制の充実

内容

取組	内容
療育事業	引き続き、心身障がい児・発達障がい児等支援を要する児童と家族を対象に、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、公認心理師などの専門職による療育教室、研修会等を実施し、障がい児等が将来自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう支援します。 なお、児童発達支援センターの整備など、障がい児支援の提供体制を勘案しながら、適宜必要な見直しを行います。
特別支援教育の推進	引き続き、インクルーシブ教育の充実に向けて、支援が必要とされる児童生徒が在籍する学校に支援員等を配置し、児童生徒に応じたきめ細かな指導が受けられる体制を構築します。また、教育センターを拠点に、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実に取り組みます。さらにサポートファイルを活用し、医療・福祉等の関係機関との連携を密にしていくとともに、就学に関する支援体制の整備を推進します。
保育所等における取組	引き続き、障がいにより特別な支援を要する児童が通園する保育所等について、保育士を加配するとともに、必要に応じて看護師を配置します。また、心身の発達を促しながら社会生活に必要な基礎能力を養成します。さらに、相談支援専門員、担当の保育士、保健師、障がい担当、関係事業所や保護者などが集まり、ケース会議を開催することで連携を推進し、情報共有を図ることで、きめ細やかな支援体制を構築します。
障がい児への切れ目のない支援	引き続き、障がいのある児童が、保育所等から小学校への入学時、また中学校への進学時に、関係機関が連携し、ライフステージに応じた切れ目のないサポートを視野に入れた体制の充実に取り組みます。

(2) 自立した日常生活・社会生活への支援

内容

取組	内容
自動車運転免許取得費助成事業	身体または知的に障がいを持つ方が運転免許を取得した際、教習所に支払った費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	身体に障がいを持つ方本人が自動車を改造し運転する場合、その費用の一部を助成します。
更生訓練給付費支給事業	就労のために必要な訓練等を受ける場合に、当該訓練に係る諸経費の一部を支給し、社会復帰の促進を図ります。

第5章 計画の推進体制

第1節 市民・事業者・地域などとの協働の推進

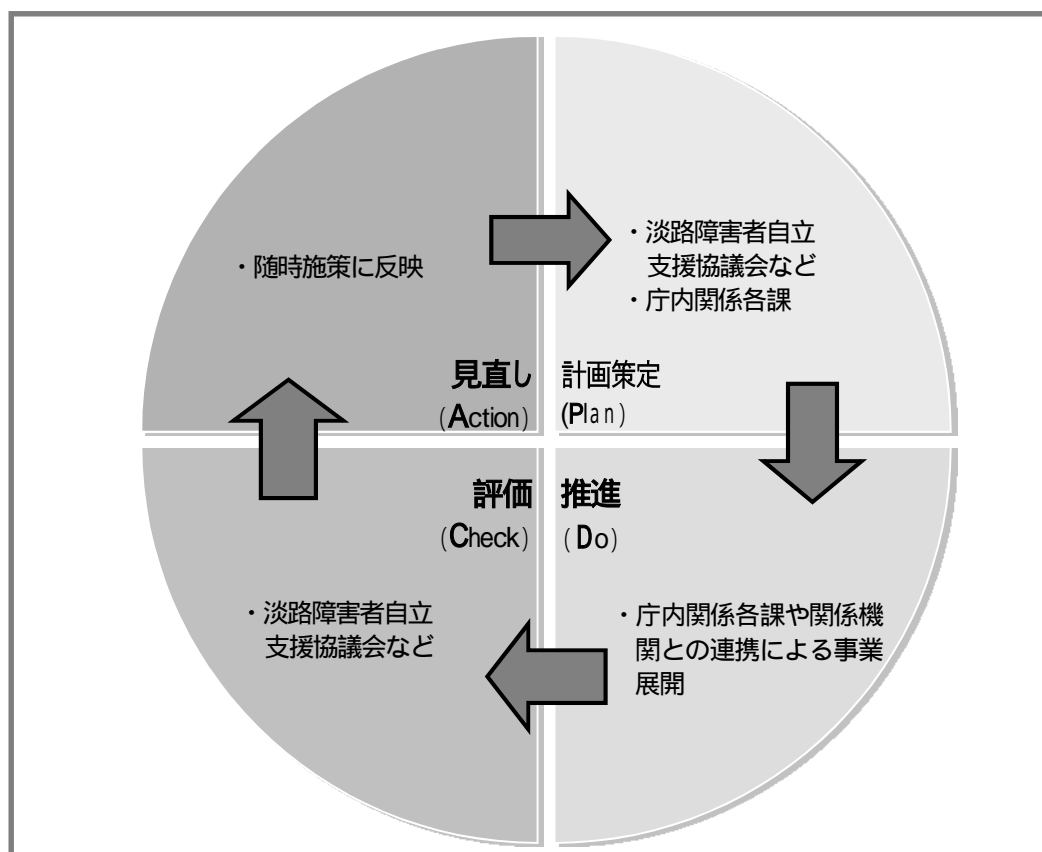
障がい者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPOなど、様々な団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの推進を図ります。

第2節 個々の障がい特性に沿ったきめ細やかな相談・支援体制の実施

障がいのある人への理解の促進に努め、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、安全・安心の支援体制などの充実を図っていきます。

第3節 計画の達成状況の点検及び評価

各施策の実施状況などについて、淡路障害者自立支援協議会などに随時意見を聴きながら、計画の進捗管理を行っていきます。



用語解説

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組みであり、障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

高次脳機能障がい

日常生活及び社会生活への適応が困難となる、脳損傷に起因する認知障がい（記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなど）全般を指す言葉。

合理的配慮

障がい者が他の者との平等を基礎として、全ての人権及び基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であり、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失したまたは過度の負担を課さないもの。

情報アクセシビリティ

パソコンや Web ページをはじめとする情報関連のハード、ソフト、サービスなどを、障がい者や高齢者を含む多くのユーザーが不自由なく利用できること。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。

発達障がい

「発達障害者支援法」上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がい対象とされている。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がいなどがこれに含まれる。

ピアサポート

ピア（peer）とは、「仲間、同輩、対等者」の意味。一般に同じ課題や環境を体験する人がその体験から来る感情を共有することで専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られることを言い、身体障がい者自立生活運動で始まり、知的障がいや精神障がいの分野でも定着し始めている。

ユニバーサルデザイン

施設や製品等について新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方。

ライフステージ

人生における各段階のこと。乳幼児期・就学期・成人期・高齢期などに分けられる。

レスパイトケア（介護者の休息）

在宅で障がい者等を介護している家族が、福祉サービス等を利用し、サービス提供者が一時的にケアを代替することによって、家族が休息を取れるよう支援すること。

淡路市障がい福祉計画等策定委員会設置要綱

平成18年10月30日告示第95号の2
改正 平成26年3月31日告示第49号

(設置)

第1条 淡路市における障害者基本計画及び障害福祉計画(以下「計画」という。)の策定にあたり、障害者福祉について広く意見を聴取し、計画に反映させるため、淡路市障害福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、意見を述べるものとする。

- (1) 淡路市の障害者基本計画に関する事項
- (2) 淡路市の障害福祉計画に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、障害者の福祉の推進に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。次に掲げる団体又は機関の代表者(当該団体又は機関から推薦を受けた者を含む。)のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉団体関係者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 障害団体関係者
- (5) 行政関係者
- (6) その他市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める所掌事務が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成18年11月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日告示第49号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

淡路市障がい福祉計画等策定委員会委員名簿

No.	氏名	所属	役職	区分
1	大畑 和典	淡路市民生委員児童委員連合会会長		学識経験者
2	小南 廣之	社会福祉法人淡路市社会福祉協議会会長	会長	福祉団体関係者
3	曾山 信彦	一般社団法人淡路市医師会副会長		保健医療関係者
4	鷲尾 正夫	淡路市身体障害者福祉厚生会副会長		障がい者団体関係者
5	坪内 隆幸	淡路市手をつなぐ育成会会長	副会長	
6	大谷 俊	いきいき家族会会長		
7	田部 里快	くれよんわあるど副会長		
8	鷲見 宏	兵庫県淡路県民局洲本健康福祉事務所所長		行政関係者
9	那倉 康知	淡路市教育委員会教育部長		
10	石田 健太	社会福祉法人淡鳳会 フローラほくだん施設長		その他市長が必要と認めた者
11	奥山 穰	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 五色精光園かがやき事業所課長		
12	鎌谷 安	医療法人新淡路病院福祉事業本部長		
13	前野 ゆか	淡路広域行政事務組合立児童サポートセンターわたぼうし園長		
14	凧 保憲	淡路自立支援協議会くらす連絡会代表		
15	古東 千富	兵庫県障害者等相談支援コーディネート事業淡路圏域コーディネーター		

(敬称略、順不同)

計画策定経過

年月日	内容
平成 29 年 7 月 13 日	第 1 回 淡路市障がい福祉計画等策定委員会作業部会 (1) 障がい福祉計画等について (2) スケジュールについて (3) 障がいのある方への福祉に関するアンケート調査について
平成 29 年 7 月 25 日	第 1 回 淡路市障がい福祉計画等策定委員会 (1) 障がい福祉計画等について (2) スケジュールについて (3) 障がいのある方への福祉に関するアンケート調査について
平成 29 年 8 月 10 日 ～平成 29 年 8 月 31 日	「障がいのある方の福祉に関するアンケート調査」の実施
平成 29 年 8 月 21 日 ～平成 29 年 9 月 14 日	団体・事業所ヒアリング調査の実施
平成 29 年 10 月 18 日	第 2 回 淡路市障がい福祉計画等策定委員会作業部会 (1) アンケート調査結果の報告について (2) ヒアリング調査結果の報告について (3) 淡路市の現状について (4) 次期計画について
平成 29 年 10 月 31 日	第 2 回 淡路市障がい福祉計画等策定委員会 (1) アンケート調査結果の報告について (2) ヒアリング調査結果の報告について (3) 淡路市の現状について (4) 次期計画について
平成 29 年 11 月 29 日	第 3 回 淡路市障がい福祉計画等策定委員会作業部会 (1) 淡路市障がい福祉計画等（素案）について (2) 淡路市障がい福祉計画等（案）に対する意見の募集について
平成 29 年 12 月 14 日	第 3 回 淡路市障がい福祉計画等策定委員会 (1) 淡路市障がい福祉計画等（素案）について (2) 淡路市障がい福祉計画等（案）に対する意見の募集について
平成 30 年 1 月 31 日	第 4 回 淡路市障がい福祉計画等策定委員会作業部会 (1) 市民意見公募手続の結果について (2) 淡路市障がい福祉計画等（案）について (3) 今後のスケジュールについて
平成 30 年 2 月 13 日	第 4 回 淡路市障がい福祉計画等策定委員会 (1) 市民意見公募手続の結果について (2) 淡路市障がい福祉計画等（案）について (3) 今後のスケジュールについて

第3次淡路市障がい者基本計画
第5期淡路市障がい福祉計画
第1期淡路市障がい児福祉計画

発行年月：平成30年3月

発行：淡路市 健康福祉部 地域福祉課
〒656-2292 兵庫県淡路市生穂新島8番地
TEL：0799-64-2510 IPTEL：050-7105-5010
FAX：0799-64-2564
